

## 令和5年第2回厚木市議会第7回会議（12月定例会議）提出案件一覧表

- 報告第22号 専決処分の報告について（厚木市病院事業の設置等に関する条例及び厚木市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例）
- 議案第71号 厚木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について
- 議案第72号 厚木市部等設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第73号 厚木市職員の給与に関する条例及び厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第74号 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第75号 厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第76号 厚木市市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第77号 厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第78号 厚木市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第79号 昭和天皇の崩御に伴う厚木市職員の懲戒免除等に関する条例を廃止する条例について
- 議案第80号 工事請負契約の変更について
- 議案第81号 厚木市営自転車等駐車場指定管理者の指定について
- 議案第82号 厚木市営自動車駐車場指定管理者の指定について
- 議案第83号 厚木市営体育施設指定管理者の指定について
- 議案第84号 令和5年度厚木市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第85号 令和5年度厚木市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第86号 令和5年度厚木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第87号 令和5年度厚木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第88号 令和5年度厚木市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第89号 令和5年度厚木市病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第90号 令和5年度厚木市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

## 報告第22号

### 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

#### 1 専決処分した事項

地方自治法の一部改正に伴い、厚木市病院事業の設置等に関する条例及び厚木市公共下水道事業の設置等に関する条例において、同法を引用している部分を改めるための一部改正（別紙のとおり）

#### 2 専決番号

専決第9号

#### 3 専決処分日

令和5年10月23日

令和5年11月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

厚木市病院事業の設置等に関する条例及び厚木市公共下水道事業  
の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(厚木市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 厚木市病院事業の設置等に関する条例(平成14年厚木市条例第20号)の  
一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(厚木市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 厚木市公共下水道事業の設置等に関する条例(令和元年厚木市条例第  
17号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第71号

厚木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について

厚木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定により、教育に関する事務の職務権限の特例を定めるため、本条例を制定する。

## 厚木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。

- (1) 厚木市立公民館条例（昭和46年厚木市条例第11号）第2条第1項の表に掲げる公民館（同条第2項に規定する分館を含む。）、厚木市立図書館、厚木市営体育施設、厚木市立社会教育集会所及び厚木市立あつぎ郷土博物館（以下これらを「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (3) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- (4) 文化財の保護に関すること。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）
- 2 施行日前に本則各号に掲げる事務に係る法令、条例、教育委員会規則その他の規程（以下「法令等」という。）の規定により教育委員会（当該事務について法第25条第1項の規定に基づき、その権限が教育長に委任されている場合にあっては、教育長。以下この項において同じ。）がした処分その他の行為で、この条例の施行の際、現にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為は、市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。  
（厚木市スポーツ推進審議会条例の一部改正）
- 3 厚木市スポーツ推進審議会条例（昭和40年厚木市条例第9号）の一部を次のように改正する。  
第2条各号列記以外の部分及び第3条第2項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改める。  
（厚木市立公民館条例の一部改正）
- 4 厚木市立公民館条例（昭和46年厚木市条例第11号）の一部を次のように改正する。  
第3条中「教育委員会」を「市長」に改める。  
第4条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。  
第5条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。  
（厚木市立図書館条例の一部改正）
- 5 厚木市立図書館条例（昭和59年厚木市条例第21号）の一部を次のように改正する。

- 第3条第3項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改める。  
第4条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。  
(厚木市営体育施設条例の一部改正)
- 6 厚木市営体育施設条例(昭和59年厚木市条例第27号)の一部を次のように改正する。  
第3条中「教育委員会」を「市長」に改める。  
第5条及び第6条中「教育委員会」を「市長」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。  
第7条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。  
第8条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。  
第9条第1項及び第4項、第10条第1項第4号、第11条、第12条、第13条各号列記以外の部分並びに第14条中「教育委員会」を「市長」に改める。  
第15条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。  
別表備考5第1号中「教育委員会」を「市長」に改める。  
(厚木市立社会教育集会所条例の一部改正)
- 7 厚木市立社会教育集会所条例(昭和61年厚木市条例第31号)の一部を次のように改正する。  
第3条、第4条、第5条第1項及び第2項第3号、第6条、第7条、第8条第2項各号列記以外の部分並びに第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。  
第10条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。  
(厚木市文化財保護条例の一部改正)
- 8 厚木市文化財保護条例(平成5年厚木市条例第3号)の一部を次のように改正する。  
第3条、第4条、第5条第1項並びに第6条第1項、第3項及び第5項中「教育委員会」を「市長」に改める。  
第7条中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会」を「市長」に改める。  
第8条第2項、第9条、第10条第1項、第11条から第13条まで、第14条第2項、第15条及び第16条中「教育委員会」を「市長」に改める。  
第17条第1項中「教育委員会に」を「法第190条第2項の規定に基づき、」に改め、同条第2項及び第4項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改める。  
第18条各号列記以外の部分及び第19条中「教育委員会」を「市長」に改める。  
第20条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。  
(厚木市立あつぎ郷土博物館条例の一部改正)
- 9 厚木市立あつぎ郷土博物館条例(平成30年厚木市条例第29号)の一部を次のように改正する。  
第4条、第5条ただし書及び第6条中「教育委員会」を「市長」に改める。  
第7条第2項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第5項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第8条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表大人の項中「教育委員会」を「市長」に改める。

(厚木市職員定数条例の一部改正)

- 10 厚木市職員定数条例(昭和30年厚木市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表市長の事務部局の職員の項中「1,146人」を「1,221人」に改め、同表教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員の項中「220人」を「145人」に改める。

(厚木市住みよいまちづくり条例の一部改正)

- 11 厚木市住みよいまちづくり条例(平成15年厚木市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第36条第6号中「ときは、」の次に「市長及び」を加える。

議案第72号

厚木市部等設置条例の一部を改正する条例について

厚木市部等設置条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年11月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

令和6年4月1日に組織改正を行うため、本条例の一部を改正する。



## 厚木市部等設置条例の一部を改正する条例

厚木市部等設置条例（昭和47年厚木市条例第18号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

厚木市部設置条例

第2条各号列記以外の部分中「及び室」を削り、同条第1号を次のように改める。

### (1) 企画部

- ア 秘書に関する事項
- イ 市政の総合的企画に関する事項
- ウ 行政経営及び行政改革に関する事項
- エ 広報及び広聴に関する事項
- オ 情報化に関する事項
- カ 危機管理に関する事項
- キ 防災に関する事項

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第5号中「福祉部」を「市民福祉部」に改め、同号ア中「市民健康部及びこども未来部」を「健康こどもみらい部」に改め、同号に次のように加える。

- ウ 戸籍及び住民基本台帳に関する事項
- エ 国民健康保険、国民年金及び後期高齢者医療に関する事項

第2条中第5号を第4号とし、第6号を削り、同条第7号中「こども未来部」を「健康こどもみらい部」に改め、同号に次のように加える。

- エ 保健衛生に関する事項
- オ 健康増進に関する事項

第2条中第7号を第5号とし、同条第8号中「協働安全部」を「市民交流部」に改め、同号に次のように加える。

- キ 社会教育に関する教育機関の設置、管理及び廃止に関する事項（産業文化スポーツ部が分掌する事項を除く。）

第2条中第8号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

### (7) 産業文化スポーツ部

- ア 産業の振興及び企業誘致に関する事項
- イ 商業及び工業に関する事項
- ウ 観光に関する事項
- エ 勤労者福祉に関する事項
- オ スポーツに関する事項
- カ 文化に関する事項
- キ 文化財の保護に関する事項

第2条中第9号を第8号とし、第10号を削り、同条第11号中「まちづくり計画部」を「都市みらい部」に改め、同号に次のように加える。

- オ 公園及び緑地に関する事項
- カ 中心市街地整備に関する事項

キ 土地利用の推進に関する事項

第2条中第11号を第9号とし、第12号を削り、同条第13号中「道路部」を「都市インフラ整備部」に改め、同号に次のように加える。

ウ 河川に関する事項

エ 下水道に関する事項

第2条第13号を同条第10号とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第73号

厚木市職員の給与に関する条例及び厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市職員の給与に関する条例及び厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年11月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

一般職職員の給与について、今年度の人事院勧告に沿って改定するため、関係条例の一部を改正する。

厚木市職員の給与に関する条例及び厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(厚木市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 厚木市職員の給与に関する条例（昭和32年厚木市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項各号列記以外の部分中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第17条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表(1)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	187,300	240,900	271,600	295,400	323,100	343,500	365,500
2	163,200	189,600	242,400	273,200	297,500	325,300	345,900	368,100
3	164,400	191,800	243,800	274,700	299,500	327,500	348,400	370,500
4	165,500	194,000	245,200	276,300	301,400	329,500	350,600	372,900
5	166,600	196,200	246,400	277,800	303,200	331,500	353,100	374,800
6	167,700	197,900	248,000	279,500	305,000	333,500	355,400	377,300
7	168,800	199,400	249,500	281,300	306,600	335,400	357,700	379,600
8	169,900	200,900	250,900	283,100	308,200	337,300	360,100	382,100
9	170,900	202,400	252,000	284,800	309,800	339,200	361,900	384,500
10	172,300	203,800	253,400	286,700	312,000	341,200	364,200	387,100
11	173,600	205,200	254,900	288,500	314,200	343,200	366,500	389,700
12	174,900	206,600	256,200	290,300	316,200	345,200	368,800	392,300
13	176,100	208,000	257,500	292,100	318,200	347,000	370,800	394,600
14	177,600	209,700	258,700	293,700	320,200	349,000	373,200	396,900
15	179,100	211,400	259,900	295,100	322,100	350,900	375,500	399,100
16	180,700	212,900	261,100	296,500	324,000	352,800	377,800	401,400
17	181,800	214,400	262,300	298,000	325,900	354,500	379,900	403,200
18	183,200	216,200	263,600	300,000	327,900	356,500	382,000	405,100
19	184,600	217,900	264,900	302,000	329,800	358,300	382,400	407,000
20	186,000	219,600	266,200	303,800	331,700	360,200	384,500	408,800
21	187,300	221,100	267,600	305,500	333,400	362,100	386,500	410,600
22	189,600	222,600	269,100	307,400	335,400	364,000	388,400	412,400
23	191,800	224,100	270,700	309,300	337,400	365,900	390,400	414,200
24	194,000	225,600	272,200	311,100	339,300	367,800	392,200	416,000
25	196,200	226,800	273,800	312,800	340,700	369,700	394,000	417,600
26	197,900	228,200	275,500	314,800	342,600	371,600	395,600	419,100
27	199,400	229,600	277,100	316,800	344,500	373,500	397,100	420,600
28	200,900	231,000	278,700	318,700	346,400	375,400	398,600	422,100
29	202,400	232,400	280,300	320,400	348,000	376,900	399,800	423,600
30	203,800	234,000	281,800	322,400	349,900	378,700	401,200	424,900
31	205,200	235,500	283,300	324,400	351,700	380,500	402,700	426,200
32	206,600	236,900	284,800	326,400	353,500	382,100	404,200	427,400
33	208,000	240,900	285,900	327,600	355,300	383,800	405,600	428,600
34	209,700	242,400	287,500	329,600	357,100	385,200	406,600	429,900
35	211,400	243,800	289,000	331,500	358,800	386,600	407,600	431,200
36	212,900	245,200	290,500	333,500	360,500	388,000	408,600	432,400
37	214,400	246,400	291,900	335,400	361,900	389,400	409,600	433,600
38	216,200	248,000	293,500	337,300	363,200	390,600	410,600	434,400
39	217,900	249,500	295,100	339,200	364,500	391,800	411,600	435,200
40	219,600	250,900	296,700	341,100	365,900	392,800	412,600	436,000
41	221,100	252,000	298,200	342,900	367,000	393,900	413,400	436,600
42	222,600	253,400	299,800	344,800	367,900	395,100	414,400	437,300
43	224,100	254,900	301,300	346,600	368,900	396,200	415,400	438,000
44	225,600	256,200	302,800	348,400	370,000	397,300	416,400	438,700
45	226,800	257,500	304,400	349,900	370,800	398,000	417,200	439,500
46	228,200	258,700	306,000	351,300	371,700	398,700	418,100	440,300

47	229,600	259,900	307,600	352,700	372,600	399,400	419,100	440,700
48	231,000	261,100	309,100	354,200	373,400	400,100	420,000	441,400
49	232,400	262,300	310,000	355,700	374,200	400,700	421,000	441,900
50	234,000	263,600	311,500	356,500	375,000	401,300	421,800	442,300
51	235,500	264,900	313,000	357,500	375,800	401,800	422,800	442,700
52	236,900	266,200	314,600	358,500	376,500	402,200	423,800	443,100
53	238,100	267,600	316,200	359,400	377,200	402,600	424,700	443,500
54	239,700	269,100	317,800	360,500	377,900	402,900	425,700	443,900
55	241,200	270,700	319,300	361,400	378,600	403,200	426,600	444,300
56	242,600	272,200	320,800	362,400	379,300	403,500	427,200	444,600
57	243,600	273,800	322,200	363,300	379,800	403,800	428,000	444,900
58	245,100	275,500	323,400	364,000	380,400	404,100	429,000	445,300
59	246,400	277,100	324,500	364,700	381,000	404,400	430,000	445,600
60	247,600	278,700	325,600	365,300	381,700	404,700	430,900	445,900
61	248,700	280,300	326,300	365,700	382,100	405,000	431,700	446,200
62	249,700	281,800	327,200	366,300	382,800	405,300	432,700	446,600
63	250,600	283,300	328,000	367,000	383,400	405,600	433,700	446,900
64	251,500	284,800	328,800	367,700	384,000	405,900	434,700	447,200
65	252,400	285,900	329,600	368,000	384,400	406,200	435,500	447,500
66	253,300	287,500	330,000	368,700	385,000	406,500	436,500	447,900
67	254,100	289,000	330,600	369,400	385,600	406,800	437,500	448,200
68	254,900	290,500	331,300	370,000	386,200	407,100	438,500	448,500
69	255,600	291,900	332,100	370,300	386,600	407,300	439,200	448,800
70	256,700	293,500	332,800	370,900	387,100	407,600	440,200	449,200
71	257,900	295,100	333,500	371,600	387,600	407,900	441,100	449,500
72	259,000	296,700	334,100	372,200	388,200	408,100	442,100	449,800
73	260,200	298,200	334,600	372,500	388,500	408,300	442,900	450,100
74	261,400	299,800	335,200	373,100	388,900	408,600	443,800	450,500
75	262,500	301,300	335,700	373,800	389,300	408,900	444,800	450,800
76	263,600	302,800	336,300	374,400	389,700	409,100	445,800	451,100
77	264,700	304,400	336,600	374,800	390,000	409,300	446,600	451,400
78	265,800	306,000	337,100	375,300	390,300	409,600		
79	266,900	307,600	337,500	375,900	390,600	409,900		
80	267,900	309,100	337,900	376,400	390,800	410,100		
81	268,900	310,000	338,300	376,900	391,000	410,300		
82	269,900	311,500	338,800	377,500	391,300	410,600		
83	270,900	313,000	339,300	378,000	391,600	410,900		
84	271,800	314,600	339,800	378,300	391,800	411,100		
85	272,700	316,200	340,100	378,700	392,000	411,300		
86	273,600	317,800	340,500	379,200	392,300			
87	274,500	319,300	341,000	379,600	392,600			
88	275,400	320,800	341,400	380,000	392,800			
89	276,300	322,200	341,700	380,400	393,000			
90	277,200	323,400	342,100	380,900	393,300			
91	278,100	324,500	342,600	381,300	393,600			
92	279,000	325,600	343,000	381,700	393,800			
93	280,000	326,300	343,200	382,000	394,000			
94	281,000	327,200	343,600					
95	281,900	328,000	344,100					
96	282,800	328,800	344,500					

97	283,300	329,600	344,700					
98		330,000	345,100					
99		330,600	345,500					
100		331,300	345,800					
101		332,100	346,100					
102		332,800	346,500					
103		333,500	346,900					
104		334,100	347,300					
105		334,600	347,800					
106		335,200	348,200					
107		335,700	348,600					
108		336,300	349,000					
109		336,600	349,500					
110		337,100	349,900					
111		337,500	350,200					
112		337,900	350,500					
113		338,300	351,000					
114		338,800						
115		339,300						
116		339,800						
117		340,100						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	216,200	244,000	256,200	275,600	290,700	316,200	337,100	358,000

- 備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。
- 2 1級の33号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で、厚木市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和46年厚木市規則第18号）別表第10に定める行政職給料表（1）初任給基準表の上級の区分を適用してその受ける給料月額を決定されたものの給料月額は、この表の額にかかわらず、200,700円とする。

別表第2(第4条関係)

行政職給料表(2)

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	166,600	166,600	196,200	240,900	271,600
2	167,700	167,700	197,900	242,400	273,200
3	168,800	168,800	199,400	243,800	274,700
4	169,900	169,900	200,900	245,200	276,300
5	170,900	170,900	202,400	246,400	277,800
6	172,300	172,300	203,800	248,000	279,500
7	173,600	173,600	205,200	249,500	281,300
8	174,900	174,900	206,600	250,900	283,100
9	176,100	176,100	208,000	252,000	284,800
10	177,600	177,600	209,300	253,400	286,700
11	179,100	179,100	210,600	254,900	288,500
12	180,700	180,700	211,900	256,200	290,300
13	181,800	181,800	213,200	257,500	292,100
14	183,200	183,200	214,400	258,700	293,700
15	184,600	184,600	215,600	259,900	295,100
16	186,000	186,000	216,700	261,100	296,500
17	187,300	187,300	221,100	262,300	298,000
18	189,600	189,600	222,600	263,600	300,000
19	191,800	191,800	224,100	264,900	302,000
20	194,000	194,000	225,600	266,200	303,800
21	196,200	196,200	226,800	267,600	305,500
22	197,900	197,900	228,200	269,100	307,400
23	199,400	199,400	229,600	270,700	309,300
24	200,900	200,900	231,000	272,200	311,100
25	202,400	202,400	232,400	273,800	312,800
26	203,800	203,800	234,000	275,500	314,800
27	205,200	205,200	235,500	277,100	316,800
28	206,600	206,600	236,900	278,700	318,700
29	208,000	208,000	240,900	280,300	320,400
30	209,300	209,300	242,400	281,800	322,400
31	210,600	210,600	243,800	283,300	324,400
32	211,900	211,900	245,200	284,800	326,400
33	213,200	213,200	246,400	285,900	327,600
34	214,400	214,400	248,000	287,500	329,600
35	215,600	215,600	249,500	289,000	331,500
36	216,700	216,700	250,900	290,500	333,500
37	217,800	221,100	252,000	291,900	335,400
38	218,900	222,600	253,400	293,500	337,300
39	219,900	224,100	254,900	295,100	339,200
40	220,900	225,600	256,200	296,700	341,100
41	221,800	226,800	257,500	298,200	342,900
42	222,700	228,200	258,700	299,800	344,800
43	223,600	229,600	259,900	301,300	346,600
44	224,500	231,000	261,100	302,800	348,400
45	225,400	232,400	262,300	304,400	349,900
46	226,300	234,000	263,600	306,000	351,300



47	227, 200	235, 500	264, 900	307, 600	352, 700
48	228, 100	236, 900	266, 200	309, 100	354, 200
49	228, 900	238, 100	267, 600	310, 000	355, 700
50	229, 800	239, 700	269, 100	311, 500	356, 500
51	230, 700	241, 200	270, 700	313, 000	357, 500
52	231, 500	242, 600	272, 200	314, 600	358, 500
53	231, 800	243, 600	273, 800	316, 200	359, 400
54	232, 600	245, 100	275, 500	317, 800	360, 500
55	233, 300	246, 400	277, 100	319, 300	361, 400
56	233, 900	247, 600	278, 700	320, 800	362, 400
57	234, 500	248, 700	280, 300	322, 200	363, 300
58	235, 200	249, 700	281, 800	323, 400	364, 000
59	235, 800	250, 600	283, 300	324, 500	364, 700
60	236, 300	251, 500	284, 800	325, 600	365, 300
61	236, 800	252, 400	285, 900	326, 300	365, 700
62	237, 300	253, 300	287, 500	327, 200	366, 300
63	237, 800	254, 100	289, 000	328, 000	367, 000
64	238, 400	254, 900	290, 500	328, 800	367, 700
65	238, 900	255, 600	291, 900	329, 600	368, 000
66	239, 400	256, 700	293, 500	330, 000	368, 700
67	239, 900	257, 900	295, 100	330, 600	369, 400
68	240, 400	259, 000	296, 700	331, 300	370, 000
69	240, 900	260, 200	298, 200	332, 100	370, 300
70	241, 400	261, 400	299, 800	332, 800	370, 900
71	241, 800	262, 500	301, 300	333, 500	371, 600
72	242, 300	263, 600	302, 800	334, 100	372, 200
73	242, 800	264, 700	304, 400	334, 600	372, 500
74	243, 300	265, 800	306, 000	335, 200	373, 100
75	243, 800	266, 900	307, 600	335, 700	373, 800
76	244, 300	267, 900	309, 100	336, 300	374, 400
77	244, 700	268, 900	310, 000	336, 600	374, 800
78		269, 900	311, 500	337, 100	375, 300
79		270, 900	313, 000	337, 500	375, 900
80		271, 800	314, 600	337, 900	376, 400
81		272, 700	316, 200	338, 300	376, 900
82		273, 600	317, 800	338, 800	377, 500
83		274, 500	319, 300	339, 300	378, 000
84		275, 400	320, 800	339, 800	378, 300
85		276, 300	322, 200	340, 100	378, 700
86		277, 200	323, 400	340, 500	379, 200
87		278, 100	324, 500	341, 000	379, 600
88		279, 000	325, 600	341, 400	380, 000
89		280, 000	326, 300	341, 700	380, 400
90		281, 000	327, 200	342, 100	380, 900
91		281, 900	328, 000	342, 600	381, 300
92		282, 800	328, 800	343, 000	381, 700
93		283, 300	329, 600	343, 200	382, 000
94		284, 000	330, 000	343, 600	
95		284, 700	330, 600	344, 100	
96		285, 600	331, 300	344, 500	

97		286,600	332,100	344,700	
98		287,400	332,800	345,100	
99		288,200	333,500	345,500	
100		289,000	334,100	345,800	
101		289,700	334,600	346,100	
102		290,200	335,200	346,500	
103		290,600	335,700	346,900	
104		291,000	336,300	347,300	
105		291,200	336,600	347,800	
106		291,500	337,100	348,200	
107		291,700	337,500	348,600	
108		292,000	337,900	349,000	
109		292,200	338,300	349,500	
110		292,400	338,800	349,900	
111		292,700	339,300	350,200	
112		292,900	339,800	350,500	
113		293,200	340,100	351,000	
114		293,500			
115		293,800			
116		294,100			
117		294,400			
118		294,800			
119		295,100			
120		295,500			
121		295,700			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	188,700	216,200	244,000	256,200	275,600

備考 この表は、技能職員、労務職員及び給食調理員に適用する。

## 別表第3(第4条関係)

## 消防職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	188,100	217,100	255,300	280,400	289,400	323,100	343,500	365,500
2	189,900	218,900	256,800	281,700	290,400	325,300	345,900	368,100
3	191,800	220,800	258,300	282,700	291,600	327,500	348,400	370,500
4	193,500	222,700	259,700	283,700	292,700	329,500	350,600	372,900
5	194,900	224,600	261,100	284,400	293,600	331,500	353,100	374,800
6	196,800	226,400	261,900	285,800	295,100	333,500	355,400	377,300
7	198,600	228,000	262,700	287,100	296,700	335,400	357,700	379,600
8	200,500	229,500	263,600	288,400	298,200	337,300	360,100	382,100
9	202,100	231,400	264,500	289,400	299,800	339,200	361,900	384,500
10	203,800	232,800	265,600	290,400	301,500	341,200	364,200	387,100
11	205,500	234,100	266,700	291,600	303,200	343,200	366,500	389,700
12	207,200	235,500	267,600	292,700	304,900	345,200	368,800	392,300
13	208,900	237,200	268,400	293,600	306,200	347,000	370,800	394,600
14	210,900	238,900	269,400	295,100	307,800	349,000	373,200	396,900
15	213,000	240,500	270,500	296,700	309,500	350,900	375,500	399,100
16	215,000	242,000	271,400	298,200	311,100	352,800	377,800	401,400
17	217,100	243,500	271,900	299,800	312,700	354,500	379,900	403,200
18	218,900	245,200	273,100	301,500	314,100	356,500	382,000	405,100
19	220,800	246,800	274,100	303,200	315,600	358,300	382,400	407,000
20	222,700	248,400	275,100	304,900	317,100	360,200	384,500	408,800
21	224,600	249,400	275,700	306,200	318,400	362,100	386,500	410,600
22	226,400	250,900	276,600	307,800	319,900	364,000	388,400	412,400
23	228,000	252,400	277,400	309,500	321,400	365,900	390,400	414,200
24	229,500	253,800	278,200	311,100	322,900	367,800	392,200	416,000
25	231,400	255,000	279,000	312,700	324,400	369,700	394,000	417,600
26	232,800	255,900	280,000	314,100	326,100	371,600	395,600	419,100
27	234,100	256,800	280,900	315,600	327,800	373,500	397,100	420,600
28	235,500	257,600	281,700	317,100	329,400	375,400	398,600	422,100
29	237,200	258,400	282,500	318,400	330,800	376,900	399,800	423,600
30	238,900	259,400	283,700	319,900	332,200	378,700	401,200	424,900
31	240,500	260,300	284,900	321,400	333,600	380,500	402,700	426,200
32	242,000	260,900	286,200	322,900	335,200	382,100	404,200	427,400
33	243,500	261,500	287,600	324,400	336,700	383,800	405,600	428,600
34	245,200	262,400	289,200	326,100	338,300	385,200	406,600	429,900
35	246,800	263,300	290,500	327,800	339,900	386,600	407,600	431,200
36	248,400	264,200	291,800	329,400	341,500	388,000	408,600	432,400
37	249,400	264,700	293,200	330,800	342,400	389,400	409,600	433,600
38	250,900	265,900	294,700	332,200	344,100	390,600	410,600	434,400
39	252,400	266,700	296,100	333,600	345,700	391,800	411,600	435,200
40	253,800	267,800	297,500	335,200	347,300	392,800	412,600	436,000
41	255,000	268,500	298,700	336,700	348,900	393,900	413,400	436,600
42	255,900	269,300	300,300	338,300	350,600	395,100	414,400	437,300
43	256,800	270,000	301,900	339,900	352,200	396,200	415,400	438,000
44	257,600	270,700	303,200	341,500	353,900	397,300	416,400	438,700
45	258,400	271,300	304,500	342,400	355,400	398,000	417,200	439,500
46	259,400	271,900	306,000	344,100	357,000	398,700	418,100	440,300

47	260,300	272,500	307,400	345,700	358,500	399,400	419,100	440,700
48	260,900	273,100	308,700	347,300	360,000	400,100	420,000	441,400
49	261,500	273,800	310,000	348,900	361,200	400,700	421,000	441,900
50	262,400	274,800	311,600	350,600	362,600	401,300	421,800	442,300
51	263,300	275,800	313,000	352,200	363,900	401,800	422,800	442,700
52	264,200	276,600	314,400	353,900	365,300	402,200	423,800	443,100
53	264,700	277,500	315,700	355,400	366,400	402,600	424,700	443,500
54	265,900	278,700	317,100	357,000	367,600	402,900	425,700	443,900
55	266,700	279,800	318,400	358,500	368,800	403,200	426,600	444,300
56	267,800	281,000	319,800	360,000	370,000	403,500	427,200	444,600
57	268,500	282,000	320,500	361,200	371,300	403,800	428,000	444,900
58	269,300	283,000	322,000	362,600	372,500	404,100	429,000	445,300
59	270,000	284,000	323,500	363,900	373,700	404,400	430,000	445,600
60	270,700	285,000	325,200	365,300	374,800	404,700	430,900	445,900
61	271,300	286,000	327,000	366,400	375,900	405,000	431,700	446,200
62	271,900	287,100	328,700	367,600	377,100	405,300	432,700	446,600
63	272,500	288,100	330,300	368,800	378,200	405,600	433,700	446,900
64	273,100	288,700	331,900	370,000	379,400	405,900	434,700	447,200
65	273,800	289,600	333,500	371,300	380,500	406,200	435,500	447,500
66	274,800	290,600	335,100	372,500	381,100	406,500	436,500	447,900
67	275,800	291,500	336,700	373,700	381,600	406,800	437,500	448,200
68	276,600	292,300	338,300	374,800	382,100	407,100	438,500	448,500
69	277,500	293,400	339,700	375,900	382,700	407,300	439,200	448,800
70	278,700	294,500	341,200	377,100	383,300	407,600	440,200	449,200
71	279,800	295,400	342,700	378,200	383,900	407,900	441,100	449,500
72	281,000	296,400	344,100	379,400	384,500	408,100	442,100	449,800
73	282,000	297,400	345,400	380,500	384,800	408,300	442,900	450,100
74	283,000	298,500	346,600	381,100	385,300	408,600	443,800	450,500
75	284,000	299,600	347,800	381,600	385,900	408,900	444,800	450,800
76	285,000	300,700	349,100	382,100	386,400	409,100	445,800	451,100
77	286,000	301,200	350,400	382,700	386,800	409,300	446,600	451,400
78	287,100	302,300	351,900	383,300	387,200	409,600		
79	288,100	303,400	353,400	383,900	387,800	409,900		
80	288,700	304,700	354,800	384,500	388,300	410,100		
81	289,600	305,800	356,100	384,800	388,700	410,300		
82	290,600	307,000	357,300	385,300	389,200	410,600		
83	291,500	308,200	358,400	385,900	389,800	410,900		
84	292,300	309,400	359,600	386,400	390,300	411,100		
85	293,400	310,500	360,700	386,800	390,600	411,300		
86	294,500	311,500	361,800	387,200	391,000			
87	295,400	312,500	362,900	387,800	391,500			
88	296,400	313,500	364,000	388,300	391,800			
89	297,400	314,300	365,200	388,700	392,100			
90	298,500	314,900	365,700	389,200	392,600			
91	299,600	315,500	366,300	389,800	393,100			
92	300,700	316,100	366,900	390,300	393,600			
93	301,200	316,600	367,500	390,600	393,900			
94	302,300	317,100	368,000	391,000	394,400			
95	303,400	317,500	368,500	391,500	394,900			
96	304,700	318,000	369,000	391,800	395,400			

97	305,800	318,800	369,400	392,100	395,700			
98	307,000	319,500	369,800	392,600	396,200			
99	308,200	320,200	370,400	393,100	396,700			
100	309,400	320,800	370,900	393,600	397,200			
101	310,500	321,400	371,300	393,900	397,600			
102	311,500	322,200	371,800	394,400	398,100			
103	312,500	322,900	372,400	394,900	398,500			
104	313,500	323,700	372,900	395,400	399,000			
105	314,300	324,300	373,100	395,700	399,400			
106	314,900	324,600	373,600	396,200	399,900			
107	315,500	325,100	374,100	396,700	400,300			
108	316,100	325,600	374,500	397,200	400,800			
109	316,600	325,900	375,000	397,600	401,200			
110	317,100	326,200	375,500	398,100	401,700			
111	317,500	326,700	376,000	398,500	402,100			
112	318,000	327,200	376,500	399,000	402,600			
113	318,800	327,500	376,800	399,400	403,000			
114	319,500	327,800	377,300		403,500			
115	320,200	328,300	377,800		403,900			
116	320,800	328,800	378,300		404,400			
117	321,400	329,100	378,600		404,800			
118	322,200	329,400	379,100		405,300			
119	322,900	329,900	379,500		405,700			
120	323,700	330,400	379,900		406,200			
121	324,300	330,700	380,200		406,600			
122	324,600	331,000	380,700					
123	325,100	331,500	381,200					
124	325,600	332,000	381,700					
125	325,900	332,300	382,000					
126		332,600						
127		333,100						
128		333,600						
129		333,900						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	216,200	244,000	256,200	275,600	290,700	316,200	337,100	358,000

備考 1 この表は、消防長及び消防吏員に適用する。

2 1級の25号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で、厚木市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則別表第12に定める消防職給料表初任給基準表の上級の区分を適用してその受ける給料月額を決定されたものの給料月額は、この表の額にかかわらず、223,300円とする。

第2条 厚木市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項各号列記以外の部分中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第17条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年厚木市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中

「

	円
	376,000
	422,000
	472,000
	533,000
	608,000
	710,000

」

を

「

	円
	380,000
	427,000
	477,000
	539,000
	615,000
	718,000

」

に改める。

第8条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（厚木市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」とい

- う。)第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例及び第3条の規定(厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第8条第2項の改正規定を除く。)による改正後の任期付職員条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)第16条第2項及び第3項の規定並びに第3条の規定による改正後の任期付職員条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)第8条第2項の規定は、その基準日が令和5年12月1日である期末手当から適用する。
- 4 改正後の給与条例第17条第2項の規定は、その基準日が令和5年12月1日である勤勉手当から適用する。  
(給与の内払)
- 5 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第74号

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年11月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

常勤特別職職員の期末手当について、一般職職員の給与に準じて改定するため、関係条例の一部を改正する。



厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（昭和36年厚木市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の207.5」を「100分の217.5」に改める。

第2条 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の217.5」を「100分の212.5」に改める。

(厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成23年厚木市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の207.5」を「100分の217.5」に改める。

第4条 厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の217.5」を「100分の212.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の常勤特別職職員条例」という。）第6条第2項の規定及び第3条の規定による改正後の厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の病院事業管理者条例」という。）第6条第2項の規定は、それぞれその基準日が令和5年12月1日である期末手当から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の常勤特別職職員条例又は改正後の病院事業管理者条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の規定又は第3条の規定による改正前の厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の常勤特別職職員条例又は改正後の病院事業管理者条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第75号

厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
について

厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年11月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

議会の議員の期末手当について、常勤特別職職員の給与に準じて改定するため、本条例の一部を改正する。

## 厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成20年厚木市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項各号列記以外の部分中「100分の207.5」を「100分の217.5」に改める。

第2条 厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第3項各号列記以外の部分中「100分の217.5」を「100分の212.5」に改める。

### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第3項の規定は、その基準日が令和5年12月1日である期末手当から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第76号

厚木市市税条例の一部を改正する条例について

厚木市市税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年11月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、固定資産税の特例割合を定めるほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

## 厚木市市税条例の一部を改正する条例

厚木市市税条例（平成12年厚木市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第11項の見出し及び同項各号列記以外の部分中「及び第15条の8」を「、第15条の8及び第15条の9の3」に改め、同項第1号中「第26項第3号及び第33項」を「第25項第3号及び第32項」に改め、同項第2号中「附則第15条第15項、第26項第1号及び第34項」を「附則第15条第14項、第25項第1号、第33項及び第15条の9の3第1項」に改め、同項第4号中「附則第15条第26項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、附則第12項各号列記以外の部分及び同項第5号中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第77号

厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

厚木市国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年11月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

国民健康保険法等の一部改正に伴い、出産被保険者の保険料を減額するほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

## 厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例

厚木市国民健康保険条例（昭和34年厚木市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第11条の3各号列記以外の部分中「及び第19条の3」を「、第19条の3及び第19条の4」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「及び法」を「並びに法」に改める。

第15条の7の2各号列記以外の部分中「及び第19条の3」を「、第19条の3及び第19条の4」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第15条の8各号列記以外の部分中「第19条」の次に「及び第19条の4」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第18条第1項中「) となった」を「) となり、若しくは特例対象被保険者等でなくなった」に、「若しくは減少した場合」を「又は減少した場合」に改め、「又は特例対象被保険者等となった場合」を削り、「、第15条の9」を「若しくは第15条の9」に、「に定める額又は同条第3項若しくは第4項において準用する同条第1項各号」を「(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)」に定める額、第19条の3第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める第15条若しくは第15条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額、第19条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))」に、「若しくは被保険者数」を「又は被保険者数」に、「とする。) 又は」を「とする。) 若しくは」に、「特例対象被保険者等となった日」を「特例対象被保険者等となり、若しくは特例対象被保険者等でなくなった日」に改め、同条第2項中「額、」を「額又は」に、「又は同条第3項若しくは第4項において準用する同条第1項各号に定める額」を「、第19条の3第1項に定める第15条若しくは第15条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号に定める額、第19条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額」に改める。

第19条の3第1項及び第4項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合(第5項に掲げる場合を除く。)における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第15条の2の基礎賦課

額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第21条の2第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 2 第15条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第15条第2項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。
  - 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7の3又は第15条の7の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第15条第2項」とあるのは、「第15条の7の6第2項」と読み替えるものとする。
  - 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の9」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条第2項」とあるのは、「第15条の12第2項」と読み替えるものとする。
  - 5 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に当該出産被保険者がいる場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条又は第15条の2の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。
    - (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
    - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号に掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - 6 第15条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第15条第2項の規定中「保険料率」と



あるのは、「額」と読み替えるものとする。

- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7の3又は第15条の7の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第15条第2項」とあるのは、「第15条の7の6第2項」と読み替えるものとする。
- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の9」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第15条第2項」とあるのは、「第15条の12第2項」と読み替えるものとする。第21条の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に関する届出）

第21条の2 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
  - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
  - (3) 出産の予定日
  - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
  - (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
  - (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第19条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第78号

厚木市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市学校給食費に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年11月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

小・中学校の学校給食費無償化を実施するため、本条例の一部を改正する。

## 厚木市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

厚木市学校給食費に関する条例（平成24年厚木市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（学校給食費の不徴収等）

第3条 学校給食費は、徴収しない。ただし、学校給食を受ける児童等の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助を受けている場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該学校給食費の額は、法第11条第2項の規定により保護者が負担すべき経費の範囲内で規則で定める額とする。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を削り、第7条を第5条とし、別表を削る。

### 附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の厚木市学校給食費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に実施した学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

議案第79号

昭和天皇の崩御に伴う厚木市職員の懲戒免除等に関する条例を廃止する条例  
について

昭和天皇の崩御に伴う厚木市職員の懲戒免除等に関する条例を別紙のとおり廃止する。

令和5年11月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関して  
定めた条例について、所期の目的を達成したため、本条例を廃止する。

昭和天皇の崩御に伴う厚木市職員の懲戒免除等に関する条例を廃止する条例

昭和天皇の崩御に伴う厚木市職員の懲戒免除等に関する条例（平成元年厚木市条例第2号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による廃止前の昭和天皇の崩御に伴う厚木市職員の懲戒免除等に関する条例の規定により行われた職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除については、同条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

## 議案第80号

### 工事請負契約の変更について

都市計画道路厚木環状3号線交差点改良工事に係る工事請負契約（令和4年3月22日議決、令和4年6月23日変更議決、令和5年8月16日変更専決処分）の契約金額を「510,519,900円」から「601,427,200円」に、履行期限を「令和6年2月29日」から「令和6年8月30日」に変更する。

令和5年11月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

### 提案理由

工事を進める中で、当該工事に係る施工箇所に埋設された占用物の移設の工程を変更する必要が生じたこと等により、議決を経た契約の契約金額及び工期を変更するため、厚木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求める。

議案第81号

厚木市営自転車等駐車場指定管理者の指定について

次のとおり厚木市営自転車等駐車場の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 愛甲石田駅北口自転車等駐車場  
愛甲石田駅南口自転車等駐車場  
愛甲石田駅北口第2自転車等駐車場  
中町2丁目自転車駐車場  
本厚木駅北口自転車等駐車場  
旭町2丁目自転車等駐車場  
本厚木駅南口自転車駐車場
- 2 指定管理者 (所在地) 東京都渋谷区本町3丁目12番1号  
(名称) 株式会社オリエンタルコンサルタンツ  
(代表者等) 代表取締役社長 野崎 秀則 様
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

議案第82号

厚木市営自動車駐車場指定管理者の指定について

次のとおり厚木市営自動車駐車場の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 厚木中央公園地下駐車場
- 2 指定管理者 (名 称) タイムズ24株式会社連合体  
(構成員代表者) 東京都品川区西五反田2丁目20番4号  
タイムズ24株式会社  
代表取締役 西川 光一 様
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。



議案第83号

厚木市営体育施設指定管理者の指定について

次のとおり厚木市営体育施設の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 厚木市営東町スポーツセンター  
厚木市営及川球技場  
厚木市営猿ヶ島スポーツセンター  
厚木市営南毛利スポーツセンター
- 2 指定管理者 (所在地) 厚木市温水西1丁目27番1号  
(名称) 公益財団法人厚木市スポーツ協会  
(代表者) 会長 宮崎 昌彦 様
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

令和5年11月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

(議案第84号)

令和5年第2回厚木市議会第7回会議（12月定例会議）

令和5年度  
厚木市一般会計補正予算（第5号）



議案第84号

令和5年度厚木市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度の厚木市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,586,163千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100,849,386千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和5年11月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 5 国庫支出金		17,435,755	1,586,163	19,021,918
	1 0 国庫補助金	7,205,481	1,586,163	8,791,644
歳入合計		99,263,223	1,586,163	100,849,386

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 5 民生費		38,540,258	1,586,163	40,126,421
	5 社会福祉費	16,722,417	1,586,163	18,308,580
歳出合計		99,263,223	1,586,163	100,849,386

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
15 民生費	05 社会福祉費	物価高騰緊急支援給付金給付事業	1,540,000
		物価高騰緊急支援給付金給付事務	46,163



令和5年度  
厚木市一般会計補正予算  
(第5号) に関する説明書



# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括 (歳入)

款	補正前の額
5 市税	43,499,657
10 地方譲与税	526,210
15 利子割交付金	14,000
18 配当割交付金	202,000
21 株式等譲渡所得割交付金	220,000
23 法人事業税交付金	815,000
24 地方消費税交付金	5,689,000
27 ゴルフ場利用税交付金	138,000
31 環境性能割交付金	118,000
33 地方特例交付金	224,000
35 地方交付税	30,000
40 交通安全対策特別交付金	38,000
45 分担金及び負担金	355,485
50 使用料及び手数料	1,390,113
55 国庫支出金	17,435,755
60 県支出金	6,109,103
65 財産収入	292,258
70 寄附金	1,300,000
75 繰入金	3,647,628
80 繰越金	3,910,235
85 諸収入	4,039,279
90 市債	9,269,500
歳 入 合 計	99,263,223

(単位：千円・%)

補正額	計	構成率
	43,499,657	43.1
	526,210	0.5
	14,000	0.0
	202,000	0.2
	220,000	0.2
	815,000	0.8
	5,689,000	5.7
	138,000	0.1
	118,000	0.1
	224,000	0.2
	30,000	0.0
	38,000	0.0
	355,485	0.4
	1,390,113	1.4
1,586,163	19,021,918	18.9
	6,109,103	6.1
	292,258	0.3
	1,300,000	1.3
	3,647,628	3.6
	3,910,235	3.9
	4,039,279	4.0
	9,269,500	9.2
1,586,163	100,849,386	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
5 議会費	454,214		454,214
10 総務費	10,080,005		10,080,005
15 民生費	38,540,258	1,586,163	40,126,421
20 衛生費	14,101,798		14,101,798
25 労働費	244,163		244,163
30 農林水産業費	834,335		834,335
35 商工費	3,723,277		3,723,277
40 土木費	14,164,701		14,164,701
45 消防費	3,229,810		3,229,810
50 教育費	8,437,000		8,437,000
60 公債費	5,353,662		5,353,662
70 予備費	100,000		100,000
歳 出 合 計	99,263,223	1,586,163	100,849,386

(単位：千円・%)

補正額の財源内訳					構成率
特	定	財	源	一般財源	
国庫支出金	県支出金	市債	その他		
					0.5
					10.0
1,586,163					39.8
					14.0
					0.2
					0.8
					3.7
					14.0
					3.2
					8.4
					5.3
					0.1
1,586,163					100.0

## 2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
55 国庫支出金	17,435,755	1,586,163	19,021,918
10 国庫補助金	7,205,481	1,586,163	8,791,644
94 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	0	1,586,163	1,586,163
歳 入 合 計	99,263,223	1,586,163	100,849,386

## 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
15 民生費	38,540,258	1,586,163	40,126,421		
5 社会福祉費	16,722,417	1,586,163	18,308,580		
5 社会福祉総務費	6,206,290	1,586,163	7,792,453	国庫支出金	1,586,163
歳 出 合 計	99,263,223	1,586,163	100,849,386		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	1,586,163	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 【財政課】 1,586,163

5 5 国庫支出金

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	505	1 物価高騰緊急支援給付金 …………… 【生活福祉課】 1,586,163
3 職員手当等	1,769	(1) 物価高騰緊急支援給付金給付事業費 1,540,000
4 共済費	93	(2) 物価高騰緊急支援給付金給付事務費 46,163
9 旅費	30	
11 需用費	270	
12 役務費	7,172	
13 委託料	36,324	
19 負担金、補助及び交付金	1,540,000	

1 5 民生費

# 補 正 予 算 給

## 1 一般職

### (1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(1,841) <sup>人</sup> 1,563	1,433,875 <sup>千円</sup>	6,147,003 <sup>千円</sup>	5,908,677 <sup>千円</sup>
補 正 前	(1,840) 1,563	1,433,370	6,147,003	5,906,908
比 較	(1) 0	505	0	1,769

( )内は、短時間勤務職員（再任用）及び一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補 正 後	200,000 <sup>千円</sup>	135,212 <sup>千円</sup>	1,082,753 <sup>千円</sup>	180,000 <sup>千円</sup>	25,000 <sup>千円</sup>
	補 正 前	200,000	135,212	1,082,753	180,000	25,000
	比 較	0	0	0	0	0

### ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(126) <sup>人</sup> 1,425		5,786,067 <sup>千円</sup>	5,547,778 <sup>千円</sup>
補 正 前	(126) 1,425		5,786,067	5,546,009
比 較	(0) 0		0	1,769

( )内は、短時間勤務職員（再任用）であり、外書きである。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補 正 後	200,000 <sup>千円</sup>	115,000 <sup>千円</sup>	1,033,023 <sup>千円</sup>	180,000 <sup>千円</sup>	25,000 <sup>千円</sup>
	補 正 前	200,000	115,000	1,033,023	180,000	25,000
	比 較	0	0	0	0	0

# 与 費 明 細 書

費			
計	共 済 費	合 計	備 考
13,489,555 <small>千円</small>	2,541,583 <small>千円</small>	16,031,138 <small>千円</small>	
13,487,281	2,541,490	16,028,771	
2,274	93	2,367	

める職員に比し短い職員であり、外書きである。

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	児 童 手 当
409,579 <small>千円</small>	265,000 <small>千円</small>	3,204,182 <small>千円</small>	307,051 <small>千円</small>	99,900 <small>千円</small>
407,810	265,000	3,204,182	307,051	99,900
1,769	0	0	0	0

費			
計	共 済 費	合 計	備 考
11,333,845 <small>千円</small>	2,322,757 <small>千円</small>	13,656,602 <small>千円</small>	
11,332,076	2,322,757	13,654,833	
1,769	0	1,769	

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	児 童 手 当
382,234 <small>千円</small>	265,000 <small>千円</small>	2,948,521 <small>千円</small>	300,000 <small>千円</small>	99,000 <small>千円</small>
380,465	265,000	2,948,521	300,000	99,000
1,769	0	0	0	0



イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(1,715) <sup>人</sup> 138	1,433,875 <sup>千円</sup>	360,936 <sup>千円</sup>	360,899 <sup>千円</sup>
補 正 前	(1,714) 138	1,433,370	360,936	360,899
比 較	(1) 0	505	0	0

( )内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員に比し短い職員であり、

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補 正 後	<sup>千円</sup>	20,212 <sup>千円</sup>	49,730 <sup>千円</sup>	<sup>千円</sup>	<sup>千円</sup>
	補 正 前		20,212	49,730		
	比 較		0	0		

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	
職 員 手 当 等	1,769 <sup>千円</sup>	制度改正に伴う増減分	<sup>千円</sup>
		その他の増減分	1,769

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	一般職平均給与月額
補 正 後	429,095 <sup>円</sup>
補 正 前	429,000

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
2,155,710	218,826	2,374,536	
2,155,205	218,733	2,373,938	
505	93	598	

外書きである。

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	児 童 手 当
27,345		255,661	7,051	900
27,345		255,661	7,051	900
0		0	0	0

説 明	備 考
物価高騰緊急支援給付金給付事務に伴う時間外勤務手当の増	

(議案第85号)

令和5年第2回厚木市議会第7回会議（12月定例会議）

令和5年度  
厚木市一般会計補正予算（第6号）



議案第85号

令和5年度厚木市一般会計補正予算（第6号）

令和5年度の厚木市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,371,601千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102,220,987千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加及び変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和5年11月30日提出

厚木市長 山口 貴裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 0 使用料及び手数料		1,390,113	5,910	1,396,023
	1 0 手数料	639,179	5,910	645,089
5 5 国庫支出金		19,021,918	184,772	19,206,690
	1 0 国庫補助金	8,791,644	184,772	8,976,416
6 0 県支出金		6,109,103	49,494	6,158,597
	1 0 県補助金	1,459,876	49,494	1,509,370
7 0 寄附金		1,300,000	150,000	1,450,000
	5 寄附金	1,300,000	150,000	1,450,000
8 0 繰越金		3,910,235	936,297	4,846,532
	5 繰越金	3,910,235	936,297	4,846,532
8 5 諸収入		4,039,279	128	4,039,407
	2 5 雑入	2,099,647	128	2,099,775
9 0 市債		9,269,500	45,000	9,314,500
	5 市債	9,269,500	45,000	9,314,500
歳入合計		100,849,386	1,371,601	102,220,987

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 議会費		454,214	2,779	456,993
	5 議会費	454,214	2,779	456,993
10 総務費		10,080,005	395,722	10,475,727
	5 総務管理費	6,180,431	370,632	6,551,063
	10 企画文化費	1,561,537	2,300	1,563,837
	15 徴税費	1,413,042	10,342	1,423,384
	20 戸籍住民基本台帳費	609,323	9,698	619,021
	25 選挙費	219,115	4,778	223,893
	30 統計調査費	34,009	607	33,402
	35 監査委員費	62,548	1,421	61,127
15 民生費		40,126,421	346,935	40,473,356
	5 社会福祉費	18,308,580	122,588	18,431,168
	10 児童福祉費	15,286,276	219,093	15,505,369
	15 生活保護費	6,531,307	5,254	6,536,561
20 衛生費		14,101,798	223,379	14,325,177
	5 保健衛生費	5,687,166	193,028	5,880,194
	10 清掃費	8,414,632	30,351	8,444,983
25 労働費		244,163	3,171	247,334
	5 労働諸費	244,163	3,171	247,334
30 農林水産業費		834,335	10,407	844,742
	5 農業費	763,270	10,407	773,677
35 商工費		3,723,277	4,629	3,718,648
	5 商工費	3,723,277	4,629	3,718,648

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 0 土木費		14,164,701	120,930	14,285,631
	5 土木管理費	1,155,976	45,218	1,201,194
	1 0 道路橋りょう費	4,243,487	44,761	4,288,248
	1 5 河川費	282,668	9,706	292,374
	2 0 都市計画費	8,037,735	8,454	8,029,281
	2 5 住宅費	444,835	29,699	474,534
4 5 消防費		3,229,810	46,337	3,276,147
	5 消防費	3,229,810	46,337	3,276,147
5 0 教育費		8,437,000	226,570	8,663,570
	5 教育総務費	1,575,458	3,876	1,579,334
	1 0 小学校費	2,966,691	105,248	3,071,939
	1 5 中学校費	1,491,366	103,109	1,594,475
	2 0 社会教育費	1,554,572	7,232	1,561,804
	2 5 保健体育費	848,913	7,105	856,018
歳 出 合 計		100,849,386	1,371,601	102,220,987



第2表 継続費補正

1 変更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
40 土木費	10 道路橋りょう費	生活道路整備事業	200,000	令和5年度	60,000	420,000	令和5年度	105,000
				令和6年度	140,000		令和6年度	140,000
				令和7年度			令和7年度	175,000

第3表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 総務費	10 企画文化費	七沢自然ふれあいセンター維持補修事業	29,920
15 民生費	10 児童福祉費	放課後児童クラブ運営事業	8,800
20 衛生費	05 保健衛生費	斎場LED化推進事業	104,500
	10 清掃費	集積所環境整備事業	19,995
40 土木費	20 都市計画費	厚木環状3号線街路整備事業	115,607
45 消防費	05 消防費	物資集積拠点整備事業	7,810
50 教育費	10 小学校費	小学校維持補修事業	39,574
	15 中学校費	中学校維持補修事業	30,213
	20 社会教育費	公民館維持補修事業	3,322

第4表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
厚木市営自転車等駐車場指定管理料	令和6年度～令和10年度	566,700
夏休み小学生預かりサービス事業業務委託経費	令和6年度	10,061
農業施設構造物損傷箇所復旧工事経費	令和6年度	15,000
道路構造物損傷箇所復旧工事経費	令和6年度	40,000
舗装損傷箇所復旧工事経費	令和6年度	40,000
排水路構造物損傷箇所復旧工事経費	令和6年度	20,000
小学校指導者用デジタル教科書利用料	令和6年度	3,947
中学校指導者用デジタル教科書利用料	令和6年度	1,073
上荻野小学校給食調理場空調設備賃借料	令和6年度～令和15年度	27,456
依知南小学校仮設校舎賃借料	令和6年度～令和10年度	701,522
緑ヶ丘小学校仮設校舎賃借料	令和6年度～令和10年度	989,340
厚木市営体育施設（4施設）指定管理料	令和6年度～令和8年度	526,146

2 変更

(単位：千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
緑ヶ丘小学校冷暖房設備賃借料	令和6年度	109	令和6年度～令和7年度	169

第5表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

補 正 前					補 正 後			
起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
道路新設改良事業	2,995,200	普通貸借又は証券発行。なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができる。	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内。ただし、財政上の都合により償還期限を短縮し、繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。	3,040,200	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

令和5年度  
厚木市一般会計補正予算  
(第6号) に関する説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括 (歳入)

款	補正前の額
5 市税	43,499,657
10 地方譲与税	526,210
15 利子割交付金	14,000
18 配当割交付金	202,000
21 株式等譲渡所得割交付金	220,000
23 法人事業税交付金	815,000
24 地方消費税交付金	5,689,000
27 ゴルフ場利用税交付金	138,000
31 環境性能割交付金	118,000
33 地方特例交付金	224,000
35 地方交付税	30,000
40 交通安全対策特別交付金	38,000
45 分担金及び負担金	355,485
50 使用料及び手数料	1,390,113
55 国庫支出金	19,021,918
60 県支出金	6,109,103
65 財産収入	292,258
70 寄附金	1,300,000
75 繰入金	3,647,628
80 繰越金	3,910,235
85 諸収入	4,039,279
90 市債	9,269,500
歳 入 合 計	100,849,386

(単位：千円・%)

補正額	計	構成率
	43,499,657	42.6
	526,210	0.5
	14,000	0.0
	202,000	0.2
	220,000	0.2
	815,000	0.8
	5,689,000	5.6
	138,000	0.1
	118,000	0.1
	224,000	0.2
	30,000	0.0
	38,000	0.0
	355,485	0.4
5,910	1,396,023	1.4
184,772	19,206,690	18.8
49,494	6,158,597	6.0
	292,258	0.3
150,000	1,450,000	1.4
	3,647,628	3.6
936,297	4,846,532	4.7
128	4,039,407	4.0
45,000	9,314,500	9.1
1,371,601	102,220,987	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
5 議会費	454,214	2,779	456,993
10 総務費	10,080,005	395,722	10,475,727
15 民生費	40,126,421	346,935	40,473,356
20 衛生費	14,101,798	223,379	14,325,177
25 労働費	244,163	3,171	247,334
30 農林水産業費	834,335	10,407	844,742
35 商工費	3,723,277	△4,629	3,718,648
40 土木費	14,164,701	120,930	14,285,631
45 消防費	3,229,810	46,337	3,276,147
50 教育費	8,437,000	226,570	8,663,570
60 公債費	5,353,662		5,353,662
70 予備費	100,000		100,000
歳 出 合 計	100,849,386	1,371,601	102,220,987

(単位：千円・%)

補正額の財源内訳					一般財源	構成率
特	定	財		源		
国庫支出金	県支出金	市	債	その他		
					2,779	0.5
				156,038	239,684	10.3
118,222	45,936				182,777	39.6
66,550					156,829	14.0
					3,171	0.2
	3,558				6,849	0.8
					△4,629	3.6
			45,000		75,930	14.0
					46,337	3.2
					226,570	8.5
						5.2
						0.1
184,772	49,494		45,000	156,038	936,297	100.0

## 2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
50 使用料及び手数料	1,390,113	5,910	1,396,023
10 手数料	639,179	5,910	645,089
10 総務手数料	93,696	5,910	99,606
55 国庫支出金	19,021,918	184,772	19,206,690
10 国庫補助金	8,791,644	184,772	8,976,416
15 民生費国庫補助金	3,836,573	4,737	3,841,310
94 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	1,586,163	180,035	1,766,198
60 県支出金	6,109,103	49,494	6,158,597
10 県補助金	1,459,876	49,494	1,509,370
15 民生費県補助金	1,104,169	45,936	1,150,105
30 農林費県補助金	100,421	3,558	103,979
70 寄附金	1,300,000	150,000	1,450,000
5 寄附金	1,300,000	150,000	1,450,000
60 ふるさと納税等寄附金	1,300,000	150,000	1,450,000
80 繰越金	3,910,235	936,297	4,846,532
5 繰越金	3,910,235	936,297	4,846,532
5 繰越金	3,910,235	936,297	4,846,532
85 諸収入	4,039,279	128	4,039,407
25 雑入	2,099,647	128	2,099,775
15 雑入	2,099,611	128	2,099,739
90 市債	9,269,500	45,000	9,314,500



(単位：千円)

節		説明	
区	分	金	額
20	戸籍住民基本台帳 手数料	5,910	1 諸証明交付手数料増 …………… 【市民課】 5,910
5	社会福祉費補助金	4,737	1 地域介護・福祉空間整備等交付金 …………… 【介護福祉課】 4,737
5	物価高騰対応重点 支援地方創生臨時 交付金	180,035	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金増 …………… 【財政課】 180,035
10	児童福祉費補助金	45,936	1 小児医療費助成事業補助金増 …………… 【子育て給付課】 45,936
5	農業費補助金	3,558	1 地域計画策定推進事業費補助金 …………… 【農業政策課】 3,558
5	ふるさと納税等寄 附金	150,000	1 ふるさと納税寄附金増 …………… 【財政課】 150,000
5	繰越金	936,297	1 前年度繰越金増 …………… 【財政課】 936,297
10	総務費雑入	128	1 証明発行受入金（コンビニ・自動交付機分）増 …………… 【市民課】 128

5 0 使用料及び手数料 5 5 国庫支出金 6 0 県支出金 7 0 寄附金 8 0 繰越金 8 5 諸収入 9 0 市債

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
5	市債	9,269,500	45,000	9,314,500
	40 土木債	5,052,700	45,000	5,097,700
歳 入 合 計		100,849,386	1,371,601	102,220,987

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
10道路橋りょう債	45,000	1 道路新設改良事業債増 ..... 【道路整備課】 45,000

90市債

### 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 議会費	454,214	2,779	456,993		
5 議会費	454,214	2,779	456,993		
5 議会費	454,214	2,779	456,993	一般財源	2,779
10 総務費	10,080,005	395,722	10,475,727		
5 総務管理費	6,180,431	370,632	6,551,063		
5 一般管理費	4,647,325	339,082	4,986,407	そ の 他	150,000
				一般財源	189,082
20 情報化推進費	851,755	31,550	883,305	一般財源	31,550
10 企画文化費	1,561,537	2,300	1,563,837		
10 交通安全対策費	224,866	2,300	227,166	一般財源	2,300
15 徴税费	1,413,042	10,342	1,423,384		
5 税務総務費	646,331	10,342	656,673	一般財源	10,342
20 戸籍住民基本台帳費	609,323	9,698	619,021		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	282	1 議員報酬等増 …………… 【議会総務課】 1,537
3 職員手当等	2,357	2 職員給与費増 …………… 【職員課】 1,242
4 共済費	140	
2 給料	70,873	1 職員給与費増 …………… 【職員課】 116,962
3 職員手当等	43,843	(1) 常勤特別職増 349 (2) 一般職増 116,613
4 共済費	2,246	2 財政調整基金積立金増 …………… 【財政課】 150,000
8 報償費	34,000	(1) 財政調整基金積立金（ふるさと納税等分）増 150,000
12 役務費	12,870	
13 委託料	25,250	3 ふるさと納税推進事業費増 …………… 【財政課】 72,120
25 積立金	150,000	
23 償還金、利子及び割引料	31,550	1 電気通信格差是正事業費補助金過年度返還金 …………… 【情報政策課】 31,550
19 負担金、補助及び交付金	2,300	1 自転車安全促進事業費増 …………… 【交通安全課】 2,300 (1) 自転車ヘルメット購入助成事業費増 2,300
2 給料	3,779	1 職員給与費増 …………… 【職員課】 10,342
3 職員手当等	5,740	
4 共済費	823	

5 議会費 10 総務費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 戸籍住民基本台帳 費	607,779	9,698	617,477	そ の 他	6,038
				一般財源	3,660
25 選挙費	219,115	4,778	223,893		
5 選挙管理委員会費	62,242	4,778	67,020	一般財源	4,778
30 統計調査費	34,009	△607	33,402		
5 統計調査総務費	23,675	△607	23,068	一般財源	△607
35 監査委員費	62,548	△1,421	61,127		
5 監査委員費	62,548	△1,421	61,127	一般財源	△1,421
15 民生費	40,126,421	346,935	40,473,356		
5 社会福祉費	18,308,580	122,588	18,431,168		
5 社会福祉総務費	7,792,453	108,535	7,900,988	国庫支出金	105,886
				一般財源	2,649

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	4,577	1 職員給与費増 .....	【職員課】 7,346
3 職員手当等	2,437		
4 共済費	332	2 自動交付機・コンビニ交付事務費増 .....	【市民課】 2,352
13 委託料	2,352	(1) 自動交付機・コンビニ交付事務費増	2,352
2 給料	2,194	1 職員給与費増 .....	【職員課】 4,778
3 職員手当等	1,507		
4 共済費	1,077		
2 給料	△842	1 職員給与費減 .....	【職員課】 △607
3 職員手当等	204		
4 共済費	31		
2 給料	△1,845	1 職員給与費減 .....	【職員課】 △1,421
3 職員手当等	361		
4 共済費	63		
2 給料	△10,255	1 職員給与費減 .....	【職員課】 △2,612
3 職員手当等	6,664	2 介護保険事業特別会計繰出金増 .....	【介護福祉課】 2,182
4 共済費	979		
19 負担金、補助及び交付金	105,886	3 国民健康保険事業特別会計繰出金増 .....	【国保年金課】 3,079
28 繰出金	5,261	4 福祉施設光熱費等高騰対策交付金 .....	【介護福祉課】 105,886

10 総務費 15 民生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
15 老人福祉費	173,637	13,226	186,863	国庫支出金	4,737
				一般財源	8,489
65 後期高齢者医療費	2,525,630	827	2,526,457	一般財源	827
10 児童福祉費	15,286,276	219,093	15,505,369		
5 児童福祉総務費	3,991,871	243,905	4,235,776	国庫支出金	7,599
				県支出金	45,936
				一般財源	190,370
20 保育所費	1,117,597	△24,812	1,092,785	一般財源	△24,812
15 生活保護費	6,531,307	5,254	6,536,561		
5 生活保護総務費	409,086	5,254	414,340	一般財源	5,254
20 衛生費	14,101,798	223,379	14,325,177		



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金、補助及び交付金	4,737	1 在宅福祉推進事業費（在宅サービス事業） 【介護福祉課】 増 ..... 8,489
20 扶助費	8,489	(1) 理髪、はり・きゅう・マッサージ助成事業費増 8,489
		2 地域介護・福祉空間整備等補助金 ..... 【介護福祉課】 4,737
28 繰出金	827	1 後期高齢者医療事業費増 ..... 【国保年金課】 827 (1) 後期高齢者医療事業特別会計繰出金増 827
1 報酬	29,906	1 職員給与費増 ..... 【職員課】 8,198
2 給料	4,709	
3 職員手当等	3,033	2 子ども医療費助成事業費増 ..... 【子育て給付課】 176,000
4 共済費	696	3 放課後児童対策事業費増 ..... 【こども育成課】 52,108
11 需用費	15,400	(1) 放課後児童クラブ運営事業費増 52,108
18 備品購入費	6,562	4 保育施設等光熱費等高騰対策交付金 ... 【こども育成課】 7,599
19 負担金、補助及び交付金	7,599	
20 扶助費	176,000	
2 給料	△11,464	1 職員給与費減 ..... 【職員課】 △24,812
3 職員手当等	△14,264	
4 共済費	916	
2 給料	1,817	1 職員給与費増 ..... 【職員課】 5,254
3 職員手当等	2,984	
4 共済費	453	

1 5 民生費 2 0 衛生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 保健衛生費	5,687,166	193,028	5,880,194		
5 保健衛生総務費	1,288,099	26,824	1,314,923	国庫支出金	66,550
				一般財源	△39,726
10 予防費	1,934,325	47,909	1,982,234	一般財源	47,909
15 環境衛生費	262,541	0	262,541	国庫支出金	△52,250
				一般財源	52,250
20 斎場費	223,921	118,295	342,216	国庫支出金	52,250
				一般財源	66,045
10 清掃費	8,414,632	30,351	8,444,983		
5 清掃総務費	5,343,225	7,835	5,351,060	一般財源	7,835
10 廃棄物処理費	2,854,880	22,516	2,877,396	一般財源	22,516
25 労働費	244,163	3,171	247,334		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	△20,204	1 職員給与費減 …………… 【職員課】 △39,726
3 職員手当等	△12,414	2 保健衛生事業費増 …………… 【健康長寿推進課】 66,550
4 共済費	△7,108	(1) 医療機関等光熱費等高騰対策交付金 66,550
12 役務費	160	
19 負担金、補助及び交付金	66,390	
13 委託料	47,909	1 予防接種事業費増 …………… 【健康づくり課】 47,909 (1) 定期予防接種事業費増 47,909
		財源更正
2 給料	4,093	1 職員給与費増 …………… 【職員課】 7,379
3 職員手当等	2,243	2 斎場維持管理事業費増 …………… 【市民課】 6,416
4 共済費	1,043	
11 需用費	110,916	3 斎場LED化推進事業費 …………… 【市民課】 104,500
2 給料	3,632	1 職員給与費増 …………… 【職員課】 7,835
3 職員手当等	4,042	
4 共済費	161	
2 給料	△3,110	1 職員給与費増 …………… 【職員課】 2,521
3 職員手当等	4,825	2 集積所環境整備事業費増 …………… 【環境事業課】 19,995
4 共済費	806	
11 需用費	19,995	

20 衛生費 25 労働費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 労働諸費	244,163	3,171	247,334		
5 労働諸費	244,163	3,171	247,334	一般財源	3,171
30 農林水産業費	834,335	10,407	844,742		
5 農業費	763,270	10,407	773,677		
5 農業委員会費	92,136	1,892	94,028	一般財源	1,892
10 農業総務費	253,842	8,515	262,357	県支出金	3,558
				一般財源	4,957
35 商工費	3,723,277	△4,629	3,718,648		
5 商工費	3,723,277	△4,629	3,718,648		
5 商工総務費	208,311	△4,629	203,682	一般財源	△4,629
40 土木費	14,164,701	120,930	14,285,631		
5 土木管理費	1,155,976	45,218	1,201,194		
5 土木総務費	1,130,776	45,218	1,175,994	一般財源	45,218

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	34	1 職員給与費増 ..... 【職員課】 3,171
3 職員手当等	2,116	
4 共済費	1,021	
2 給料	257	1 職員給与費増 ..... 【職員課】 1,892
3 職員手当等	1,545	
4 共済費	90	
1 報酬	438	1 職員給与費増 ..... 【職員課】 4,957 2 地域計画策定推進事業費 ..... 【農業政策課】 3,558
2 給料	1,520	
3 職員手当等	3,238	
4 共済費	290	
9 旅費	92	
13 委託料	2,937	
2 給料	△6,736	1 職員給与費減 ..... 【職員課】 △4,629
3 職員手当等	1,839	
4 共済費	268	
2 給料	25,704	1 職員給与費増 ..... 【職員課】 45,218
3 職員手当等	14,613	

2 5 労働費 3 0 農林水産業費 3 5 商工費 4 0 土木費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
(土木総務費)					
10 道路橋りょう費	4,243,487	44,761	4,288,248		
5 道路橋りょう総務費	560,343	△239	560,104	一般財源	△239
10 道路新設改良費	1,598,500	45,000	1,643,500	市 債	45,000
15 河川費	282,668	9,706	292,374		
5 河川総務費	122,004	9,706	131,710	一般財源	9,706
20 都市計画費	8,037,735	△8,454	8,029,281		
5 都市計画総務費	2,121,702	△8,454	2,113,248	一般財源	△8,454
25 住宅費	444,835	29,699	474,534		
5 住宅管理費	444,835	29,699	474,534	一般財源	29,699
45 消防費	3,229,810	46,337	3,276,147		
5 消防費	3,229,810	46,337	3,276,147		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共済費	4,901	
2 給料	△3,978	1 職員給与費減 …………… 【職員課】 △239
3 職員手当等	3,260	
4 共済費	479	
15 工事請負費	45,000	1 生活道路整備事業費増 …………… 【道路整備課】 45,000 (1) 生活道路整備事業費(継続費)増 45,000
2 給料	3,568	1 職員給与費増 …………… 【職員課】 9,706
3 職員手当等	5,984	
4 共済費	154	
2 給料	△6,517	1 職員給与費減 …………… 【職員課】 △9,285
3 職員手当等	△3,744	2 公共下水道事業会計負担金増 …………… 【下水道総務課】 831
4 共済費	976	
19 負担金、補助及び交付金	831	
2 給料	△2,731	1 職員給与費減 …………… 【職員課】 △2,101
3 職員手当等	542	2 定住促進住宅取得等支援事業費増 …………… 【住宅課】 31,800 (1) 親元近居・同居住宅取得等支援事業補助金増 5,000 (2) 若年世帯住宅取得支援事業補助金増 26,800
4 共済費	88	
19 負担金、補助及び交付金	31,800	

4 0 土木費 4 5 消防費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 常備消防費	2,636,032	38,527	2,674,559	一般財源	38,527
25 災害対策費	186,421	7,810	194,231	一般財源	7,810
50 教育費	8,437,000	226,570	8,663,570		
5 教育総務費	1,575,458	3,876	1,579,334		
10 事務局費	824,905	3,876	828,781	一般財源	3,876
10 小学校費	2,966,691	105,248	3,071,939		
5 学校管理費	846,356	106,478	952,834	一般財源	106,478
10 学校保健給食費	1,587,026	△1,230	1,585,796	一般財源	△1,230
15 中学校費	1,491,366	103,109	1,594,475		
5 学校管理費	380,525	90,538	471,063	一般財源	90,538



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	14,507	1 職員給与費増 ..... 【職員課】 38,527
3 職員手当等	20,977	
4 共済費	3,043	
13 委託料	7,810	1 物資集積拠点整備事業費 ..... 【危機管理課】 7,810
2 給料	△1,696	1 職員給与費増 ..... 【職員課】 3,876 (1) 常勤特別職増 99 (2) 一般職増 3,777
3 職員手当等	4,802	
4 共済費	770	
2 給料	12	1 職員給与費増 ..... 【職員課】 26
3 職員手当等	12	
4 共済費	2	2 小学校維持管理事業費増 ..... 【教育施設課】 37,868
11 需用費	66,878	3 小学校維持補修事業費増 ..... 【教育施設課】 68,584
13 委託料	39,574	
2 給料	△1,198	1 職員給与費減 ..... 【職員課】 △6,026
3 職員手当等	△5,135	
4 共済費	307	2 小学校学校給食事業費増 ..... 【学校給食課】 4,796 (1) 単独調理場維持管理事業費増 4,796
18 備品購入費	4,796	
2 給料	540	1 職員給与費増 ..... 【職員課】 639
3 職員手当等	84	
4 共済費	15	

4 5 消防費 5 0 教育費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
(学校管理費)					
20 学校給食センター費	520,187	12,571	532,758	一般財源	12,571
20 社会教育費	1,554,572	7,232	1,561,804		
5 社会教育総務費	312,940	△954	311,986	一般財源	△954
20 公民館費	720,602	△912	719,690	一般財源	△912
55 シティプラザ公共施設維持管理費	136,452	3,400	139,852	一般財源	3,400
60 文化財保護費	139,122	5,698	144,820	一般財源	5,698
25 保健体育費	848,913	7,105	856,018		
5 保健体育総務費	261,442	△5,974	255,468	一般財源	△5,974
10 体育施設費	587,471	13,079	600,550	一般財源	13,079

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 需用費	59,026	3 中学校維持補修事業費増 …………… 【教育施設課】 81,413
12 役務費	660	
13 委託料	30,213	
11 需用費	12,571	1 北部学校給食センター費増 …………… 【学校給食課】 12,571 (1) 施設維持管理事業費増 12,571
2 給料	784	1 職員給与費減 …………… 【職員課】 △954
3 職員手当等	△2,066	
4 共済費	328	
2 給料	△2,893	1 職員給与費減 …………… 【職員課】 △4,234
3 職員手当等	△1,712	2 公民館維持補修事業費増 …………… 【社会教育課】 3,322
4 共済費	371	
11 需用費	3,322	
11 需用費	3,400	1 シティプラザ維持管理事業費増 …………… 【青少年課】 3,400
13 委託料	5,698	1 遺跡・史跡公園事業費増 …………… 【文化財保護課】 5,698
2 給料	△10,271	1 職員給与費減 …………… 【職員課】 △5,974
3 職員手当等	4,133	
4 共済費	164	
11 需用費	3,993	1 体育施設維持補修事業費増 …………… 【スポーツ推進課】 3,993
13 委託料	9,086	2 及川球技場維持管理事業費増 …………… 【スポーツ推進課】 2,635

50教育費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
(体育施設費)					
歳 出 合 計	100,849,386	1,371,601	102,220,987		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		3 南毛利スポーツセンター維持管理事業費増【スポーツ推進課】 4,755
		4 猿ヶ島スポーツセンター維持管理事業費増【スポーツ推進課】 1,696

50教育費

# 補 正 予 算 給

## 1 特別職

区 分	職 員 数	給 与			
		報 酬	給 料	期末手当 (年間支給率)	
補 正 後	長 等	4 <sup>人</sup>	千円	千円 38,688	18,089 <sup>千円</sup> (4.25月分)
	議 員	28	153,701		65,321 (4.25月分)
	そ の 他	2,983	224,990		
	計	3,015	378,691	38,688	83,410
補 正 前	長 等	4		38,688	17,662 (4.15月分)
	議 員	28	153,701		63,784 (4.15月分)
	そ の 他	2,983	224,990		
	計	3,015	378,691	38,688	81,446
比 較	長 等	0		0	427
	議 員	0	0		1,537
	そ の 他	0	0		
	計	0	0	0	1,964

## 2 一般職

### (1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(1,852) <sup>人</sup> 1,563	千円 1,464,219	千円 6,206,145	千円 6,010,763
補 正 前	(1,841) 1,563	1,433,875	6,147,003	5,908,677
比 較	(11) 0	30,344	59,142	102,086

( )内は、短時間勤務職員（再任用）及び一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補 正 後	千円 200,000	千円 135,212	千円 1,092,233	千円 180,000	千円 25,000
	補 正 前	200,000	135,212	1,082,753	180,000	25,000
	比 較	0	0	9,480	0	0

# 与 費 明 細 書

費			共 済 費	合 計	備 考
地 域 手 当	その他の手当	計			
千円 3,870	千円 245	千円 60,892	千円 7,921	千円 68,813	
		219,022	48,144	267,166	
		224,990		224,990	
3,870	245	504,904	56,065	560,969	
3,870	245	60,465	7,900	68,365	
		217,485	48,144	265,629	
		224,990		224,990	
3,870	245	502,940	56,044	558,984	
0	0	427	21	448	
		1,537	0	1,537	
		0		0	
0	0	1,964	21	1,985	

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
千円 13,681,127	千円 2,557,487	千円 16,238,614	
13,489,555	2,541,583	16,031,138	
191,572	15,904	207,476	

める職員に比し短い職員であり、外書きである。

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	児 童 手 当
千円 418,849	千円 265,000	千円 3,287,518	千円 307,051	千円 99,900
409,579	265,000	3,204,182	307,051	99,900
9,270	0	83,336	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(126) 人 1,425	千円	千円 5,845,209	千円 5,649,864
補 正 前	(126) 1,425		5,786,067	5,547,778
比 較	(0) 0		59,142	102,086

( )内は、短時間勤務職員（再任用）であり、外書きである。

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補 正 後	千円 200,000	千円 115,000	千円 1,042,503	千円 180,000	千円 25,000
	補 正 前	200,000	115,000	1,033,023	180,000	25,000
	比 較	0	0	9,480	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(1,726) 人 138	千円	千円 360,936	千円 360,899
補 正 前	(1,715) 138		360,936	360,899
比 較	(11) 0		0	0

( )内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員に比し短い職員であり、

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補 正 後	千円	千円 20,212	千円 49,730	千円	千円
	補 正 前		20,212	49,730		
	比 較		0	0		



費	共 済 費	合 計	備 考
計			
11,495,073	2,338,330	13,833,403	
11,333,845	2,322,757	13,656,602	
161,228	15,573	176,801	

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	児 童 手 当
391,504	265,000	3,031,857	300,000	99,000
382,234	265,000	2,948,521	300,000	99,000
9,270	0	83,336	0	0

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
2,186,054	219,157	2,405,211	
2,155,710	218,826	2,374,536	
30,344	331	30,675	

外書きである。

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	児 童 手 当
27,345		255,661	7,051	900
27,345		255,661	7,051	900
0		0	0	0

## (2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	
給 料	59,142	給与改定に伴う増減分	59,142
		昇給に伴う増加分	
		その他の増減分	
職 員 手 当 等	102,086	制度改正に伴う増減分	102,086
		その他の増減分	

## (3) 給料及び職員手当等の状況

## ア 職員1人当たり給与

区 分	一般職平均給与月額
補 正 後	433,280
補 正 前	429,095

## イ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	(1.15)	(1.20)	(2.35)	有	
	2.2	2.3	4.5		
補 正 前	(1.15)	(1.15)	(2.3)	有	
	2.2	2.2	4.4		
国の制度	(1.15)	(1.20)	(2.35)	有	
	2.2	2.3	4.5		

( )内は、再任用職員の支給率である。

説 明	備 考
給料改定率 1.06%	給与改定実施時期 令和5年4月1日
給与改定に伴う増	

継続費についての令和3年度末までの  
令和5年度以降の支出予定額並びに事

款	項	事業名	全 体 計				
			年 度	補正区分	年 割 額	左 の 財	
						特 定 財	
						国 県 支 出 金	市 債
40 土木費	10 道路橋りょう費	生活道路整備事業	令和 5年度	補正前	60,000		60,000
				補正額	45,000		45,000
				補正後	105,000		105,000
			令和 6年度		140,000		140,000
				補正前			
				補正額	175,000		175,000
			令和 7年度	補正後	175,000		175,000
				補正前	200,000		200,000
				補正額	220,000		220,000
			計	補正後	420,000		420,000

支出額、令和4年度末までの支出額及び  
業の進行状況等に関する調書（補正）

（単位：千円・％）

画		平成3年度末 までの支出額	令和4年度末 までの支出額	令和5年度 支出予定額	令和5年度末ま での支出予定額	令和6年度以 降支出予定額	継続費の総 額に対する 進捗率
源内訳							
源	一般財源						
その他				60,000	60,000		25.0
				45,000	45,000		
				105,000	105,000		
						140,000	33.3
						175,000	41.7
						175,000	
				60,000	60,000	140,000	100.0
				45,000	45,000	175,000	
				105,000	105,000	315,000	

債務負担行為で令和6年度以降に  
までの支出額及び令和5年度以降の

1 追 加

事 項	限 度 額
厚木市営自転車等駐車場指定管理料	566,700
夏休み小学生預かりサービス事業業務委託経費	10,061
農業施設構造物損傷箇所復旧工事経費	15,000
道路構造物損傷箇所復旧工事経費	40,000
舗装損傷箇所復旧工事経費	40,000
排水路構造物損傷箇所復旧工事経費	20,000
小学校指導者用デジタル教科書利用料	3,947
中学校指導者用デジタル教科書利用料	1,073
上荻野小学校給食調理場空調設備賃借料	27,456
依知南小学校仮設校舎賃借料	701,522
緑ヶ丘小学校仮設校舎賃借料	989,340
厚木市営体育施設（4施設）指定管理料	526,146

2 変 更

事 項	限 度 額	変 更	
		令和4年度末までの支出額 期間	金額
緑ヶ丘小学校冷暖房設備賃借料 (令和5年度分)	109		

わたるものについての令和4年度末  
支出予定額等に関する調書（補正）

（単位：千円）

令和4年度末までの支出額		令和5年度以降の支出予定額		左の財源内訳
期 間	金 額	期 間	金 額	
		令和6年度～ 令和10年度	566,700	一般財源等
		令和6年度	10,061	一般財源等
		令和6年度	15,000	一般財源等
		令和6年度	40,000	一般財源等
		令和6年度	40,000	一般財源等
		令和6年度	20,000	一般財源等
		令和6年度	3,947	一般財源等
		令和6年度	1,073	一般財源等
		令和6年度～ 令和15年度	27,456	一般財源等
		令和6年度～ 令和10年度	701,522	一般財源等
		令和6年度～ 令和10年度	989,340	一般財源等
		令和6年度～ 令和8年度	526,146	一般財源等

（単位：千円）

前		左の財源内訳	限 度 額	変 更 後				
令和5年度以降の支出予定額				令和4年度末までの支出額		令和5年度以降の支出予定額		左の財源内訳
期 間	金 額	期 間	金 額	期 間	金 額			
令和6年度	109	一般財源等	169			令和6年度～ 令和7年度	169	一般財源等

地方債の令和3年度末及び令和  
令和5年度末における現在高の

区 分	令和3年度末 現在高	令和4年度末 現在高	令和5年度中		
			令和5年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債	49,270,975	53,933,906	9,269,500	45,000	9,314,500
(1) 総務	683,538	751,087	293,900		293,900
(2) 民生	1,352,822	1,296,556	153,200		153,200
(3) 衛生	747,685	537,467	2,899,300		2,899,300
(4) 農林	688,058	697,062	108,700		108,700
(5) 商工	641,581	768,607	281,000		281,000
(6) 土木	33,263,796	36,054,770	4,966,300	45,000	5,011,300
(7) 公営住宅	1,523,287	1,499,899	86,400		86,400
(8) 消防	2,050,114	2,141,365	97,400		97,400
(9) 教育	8,320,094	10,187,093	383,300		383,300
2 減税補てん債	365,811	225,042			
3 臨時財政対策債	6,118,484	5,130,045			
4 減収補てん債	1,016,731	897,424			
5 調整債	874,416	697,202			
合計	57,646,417	60,883,619	9,269,500	45,000	9,314,500



4年度末における現在高並びに  
見込みに関する調書（補正）

増減見込額			令和5年度末現在高見込額			(参考)繰越額 を含めた令和 5年度末現在 高(見込)
令和5年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額	
補正前の額	補正額	補正後の額				
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3,521,778		3,521,778	59,681,628	45,000	59,726,628	61,305,528
29,413		29,413	1,015,574		1,015,574	1,015,574
166,664		166,664	1,283,092		1,283,092	1,283,092
108,898		108,898	3,327,869		3,327,869	3,327,869
65,831		65,831	739,931		739,931	739,931
31,183		31,183	1,018,424		1,018,424	1,045,724
2,090,436		2,090,436	38,930,634	45,000	38,975,634	40,077,234
101,679		101,679	1,484,620		1,484,620	1,484,620
150,104		150,104	2,088,661		2,088,661	2,088,661
777,570		777,570	9,792,823		9,792,823	10,242,823
95,563		95,563	129,479		129,479	129,479
989,817		989,817	4,140,228		4,140,228	4,140,228
121,452		121,452	775,972		775,972	775,972
158,315		158,315	538,887		538,887	538,887
4,886,925		4,886,925	65,266,194	45,000	65,311,194	66,890,094

令和5年第2回厚木市議会第7回会議（12月定例会議）

令和5年度  
厚木市一般会計補正予算

参 考 資 料

【15節工事請負費関係】

[一般会計]

(単位：千円)

款 項 目	15節 工事請負費	概 要
40 土木費	45,000	
10 道路橋りょう費	45,000	
10 道路新設改良費	45,000	[27ページ] 生活道路整備事業費 生活道路整備事業費（継続費） <span style="float: right;">【道路整備課】</span> [内容]法面改修工事 [箇所]市道F-795号線（南毛利地区） <span style="float: right;">L=113m</span>

(議案第86号)

令和5年第2回厚木市議会第7回会議（12月定例会議）

令和5年度  
厚木市後期高齢者医療事業特別会計  
補正予算（第1号）



議案第86号

令和5年度厚木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度の厚木市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ827千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,643,827千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰入金		661,878	827	662,705
	5 一般会計繰入金	661,878	827	662,705
歳入合計		3,643,000	827	3,643,827

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		80,691	827	81,518
	5 総務管理費	64,532	827	65,359
歳出合計		3,643,000	827	3,643,827

令和5年度

厚木市後期高齢者医療事業特別会計  
補正予算（第1号）に関する説明書



# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括 (歳入)

款	補正前の額
5 後期高齢者医療保険料	2,970,413
8 財産収入	82
10 繰入金	661,878
15 繰越金	3,500
20 諸収入	7,127
歳 入 合 計	3,643,000

## (歳出)

款	補正前の額	補正額	計
5 総務費	80,691	827	81,518
10 後期高齢者医療広域連合納付金	3,396,207		3,396,207
15 諸支出金	6,750		6,750
20 保健事業費	155,852		155,852
25 予備費	3,500		3,500
歳 出 合 計	3,643,000	827	3,643,827

(単位：千円・%)

補正額	計	構成率
	2,970,413	81.5
	82	0.0
827	662,705	18.2
	3,500	0.1
	7,127	0.2
827	3,643,827	100.0

(単位：千円・%)

補正額の財源内訳					構成率
特 定 財 源				一般財源	
国庫支出金	県支出金	市 債	そ の 他		
				827	2.2
					93.2
					0.2
					4.3
					0.1
				827	100.0

## 2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
10 繰入金	661,878	827	662,705
5 一般会計繰入金	661,878	827	662,705
5 事務費繰入金	80,554	827	81,381
歳 入 合 計	3,643,000	827	3,643,827

## 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 総務費	80,691	827	81,518		
5 総務管理費	64,532	827	65,359		
5 一般管理費	64,532	827	65,359	一般財源	827
歳 出 合 計	3,643,000	827	3,643,827		

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
5	事務費繰入金	827	1 事務費繰入金増 ..... 【国保年金課】 827

10 繰入金

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
2	給料	303	1 職員給与費増 ..... 【職員課】 827
3	職員手当等	452	
4	共済費	72	

5 総務費

# 補 正 予 算 給

## 1 一般職

### (1) 総括

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(6) 人 6	9,942 千円	23,724 千円	22,332 千円
補 正 前	(6) 人 6	9,942	23,421	21,880
比 較	(0) 人 0	0	303	452

( )内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員に比し短い職員であり、

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	750 千円	576 千円	3,786 千円	1,325 千円	1,537 千円
	補 正 前	750	576	3,737	1,325	1,518
	比 較	0	0	49	0	19

#### ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	6 人	千円	23,724 千円	20,342 千円
補 正 前	6		23,421	19,890
比 較	0		303	452

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	750 千円	576 千円	3,786 千円	1,325 千円	1,537 千円
	補 正 前	750	576	3,737	1,325	1,518
	比 較	0	0	49	0	19

#### イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(6) 人	9,942 千円	千円	1,990 千円
補 正 前	(6)	9,942		1,990
比 較	(0)	0		0

( )内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員に比し短い職員であり、

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	千円	千円	千円	千円	千円
	補 正 前					
	比 較					

# 与 費 明 細 書

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
55,998 <small>千円</small>	10,508 <small>千円</small>	66,506 <small>千円</small>	
55,243	10,436	65,679	
755	72	827	

外書きである。

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
708 <small>千円</small>	13,050 <small>千円</small>	600 <small>千円</small>
708	12,666	600
0	384	0

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
44,066 <small>千円</small>	8,456 <small>千円</small>	52,522 <small>千円</small>	
43,311	8,384	51,695	
755	72	827	

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
708 <small>千円</small>	11,060 <small>千円</small>	600 <small>千円</small>
708	10,676	600
0	384	0

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
11,932 <small>千円</small>	2,052 <small>千円</small>	13,984 <small>千円</small>	
11,932	2,052	13,984	
0	0	0	

外書きである。

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
<small>千円</small>	1,990 <small>千円</small>	<small>千円</small>
	1,990	
	0	

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	
		千円	千円
給 料	303	給与改定に伴う増減分	303
		昇給に伴う増加分	
		その他の増減分	
職 員 手 当 等	452	制度改正に伴う増減分	452
		その他の増減分	

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	一般職平均給与月額
補 正 後	450,083 <small>円</small>
補 正 前	444,931

イ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	2.2	2.3	4.5	有	
補 正 前	2.2	2.2	4.4	有	
国の制度	2.2	2.3	4.5	有	

説 明	備 考
給料改定率 1.06%	給与改定実施時期 令和5年4月1日
給与改定に伴う増	





(議案第87号)

令和5年第2回厚木市議会第7回会議（12月定例会議）

令和5年度

厚木市国民健康保険事業特別会計

補正予算（第2号）



議案第87号

令和5年度厚木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度の厚木市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,079千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,107,149千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
40 繰入金		1,998,055	3,079	2,001,134
	5 他会計繰入金	1,607,706	3,079	1,610,785
歳入合計		22,104,070	3,079	22,107,149

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		342,510	2,980	345,490
	5 総務管理費	275,110	2,980	278,090
27 保健事業費		234,155	99	234,254
	3 特定健康診査等事業費	141,473	99	141,572
歳出合計		22,104,070	3,079	22,107,149

令和5年度

厚木市国民健康保険事業特別会計  
補正予算（第2号）に関する説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括 (歳入)

款	補正前の額
5 国民健康保険料	4,752,446
25 県支出金	15,108,969
35 財産収入	664
40 繰入金	1,998,055
45 繰越金	150,000
50 諸収入	93,936
歳 入 合 計	22,104,070

## (歳出)

款	補正前の額	補正額	計
5 総務費	342,510	2,980	345,490
10 保険給付費	14,869,232		14,869,232
22 国民健康保険事業費納付金	6,628,617		6,628,617
27 保健事業費	234,155	99	234,254
30 基金積立金	160		160
40 諸支出金	19,396		19,396
45 予備費	10,000		10,000
歳 出 合 計	22,104,070	3,079	22,107,149

(単位：千円・%)

補正額	計	構成率
	4,752,446	21.5
	15,108,969	68.3
	664	0.0
3,079	2,001,134	9.1
	150,000	0.7
	93,936	0.4
3,079	22,107,149	100.0

(単位：千円・%)

補正額の財源内訳					構成率
特 定 財 源				一般財源	
国庫支出金	県支出金	市 債	そ の 他		
				2,980	1.6
					67.3
					30.0
				99	1.0
					0.0
					0.1
					0.0
				3,079	100.0



## 2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
40 繰入金	1,998,055	3,079	2,001,134
5 他会計繰入金	1,607,706	3,079	1,610,785
5 一般会計繰入金	1,607,706	3,079	1,610,785
歳 入 合 計	22,104,070	3,079	22,107,149

## 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 総務費	342,510	2,980	345,490		
5 総務管理費	275,110	2,980	278,090		
5 一般管理費	273,214	2,980	276,194	一般財源	2,980
27 保健事業費	234,155	99	234,254		
3 特定健康診査等事業費	141,473	99	141,572		
5 特定健康診査等事業費	141,473	99	141,572	一般財源	99
歳 出 合 計	22,104,070	3,079	22,107,149		

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
10 職員給与費等繰入金	3,079	1 職員給与費等繰入金増 .....	【国保年金課】 3,079

4 0 繰入金

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
2 給料	1,107	1 職員給与費増 .....	【職員課】 2,980
3 職員手当等	1,625		
4 共済費	248		
2 給料	28	1 職員給与費増 .....	【職員課】 99
3 職員手当等	61		
4 共済費	10		

5 総務費 2 7 保健事業費

# 補 正 予 算 給

## 1 一般職

### (1) 総括

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(7) 人 26	11,922	96,571	76,669
補 正 前	(7) 26	11,922	95,436	74,983
比 較	(0) 0	0	1,135	1,686

( )内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員に比し短い職員であり、

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	2,232	2,150	15,026	2,040	7,944
	補 正 前	2,232	2,150	14,843	2,040	7,818
	比 較	0	0	183	0	126

#### ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	24		91,055	72,150
補 正 前	24		89,920	70,464
比 較	0		1,135	1,686

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	2,232	1,856	14,237	2,040	7,872
	補 正 前	2,232	1,856	14,054	2,040	7,746
	比 較	0	0	183	0	126

#### イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(7) 人 2	11,922	5,516	4,519
補 正 前	(7) 2	11,922	5,516	4,519
比 較	(0) 0	0	0	0

( )内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員に比し短い職員であり、

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後		294	789		72
	補 正 前		294	789		72
	比 較		0	0		0

# 与 費 明 細 書

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
185,162 <small>千円</small>	38,012 <small>千円</small>	223,174 <small>千円</small>	
182,341	37,754	220,095	
2,821	258	3,079	

外書きである。

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
1,536 <small>千円</small>	44,601 <small>千円</small>	1,140 <small>千円</small>
1,536	43,224	1,140
0	1,377	0

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
163,205 <small>千円</small>	34,263 <small>千円</small>	197,468 <small>千円</small>	
160,384	34,005	194,389	
2,821	258	3,079	

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
1,536 <small>千円</small>	41,237 <small>千円</small>	1,140 <small>千円</small>
1,536	39,860	1,140
0	1,377	0

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
21,957 <small>千円</small>	3,749 <small>千円</small>	25,706 <small>千円</small>	
21,957	3,749	25,706	
0	0	0	

外書きである。

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
<small>千円</small>	3,364 <small>千円</small>	<small>千円</small>
	3,364	
	0	

## (2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	
給 料	1,135 <sup>千円</sup>	給与改定に伴う増減分	1,135 <sup>千円</sup>
		昇給に伴う増加分	
		その他の増減分	
職 員 手 当 等	1,686	制度改正に伴う増減分	1,686
		その他の増減分	

## (3) 給料及び職員手当等の状況

## ア 職員1人当たり給与

区 分	一般職平均給与月額
補 正 後	419,542 <sup>円</sup>
補 正 前	414,528

## イ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	2.2	2.3	4.5	有	
補 正 前	2.2	2.2	4.4	有	
国の制度	2.2	2.3	4.5	有	

説 明	備 考
給料改定率 1.06%	給与改定実施時期 令和5年4月1日
給与改定に伴う増	

(議案第88号)

令和5年第2回厚木市議会第7回会議（12月定例会議）

令和5年度  
厚木市介護保険事業特別会計  
補正予算（第1号）





議案第88号

令和5年度厚木市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度の厚木市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,182千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,237,182千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和5年11月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

1 歳 入

( 単 位 : 千 円 )

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 0 繰入金		3,210,894	2,182	3,213,076
	5 一般会計繰入金	2,610,894	2,182	2,613,076
歳 入 合 計		17,235,000	2,182	17,237,182

2 歳 出

( 単 位 : 千 円 )

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		388,043	2,182	390,225
	5 総務管理費	245,902	2,182	248,084
歳 出 合 計		17,235,000	2,182	17,237,182

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
05 総務費	05 総務管理費	介護保険事務経費	23,210



令和5年度

厚木市介護保険事業特別会計

補正予算（第1号）に関する説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括 (歳入)

款	補正前の額
5 保険料	3,900,421
15 国庫支出金	3,162,743
20 支払基金交付金	4,433,781
25 県支出金	2,423,367
30 財産収入	977
40 繰入金	3,210,894
45 繰越金	100,840
50 諸収入	1,977
歳 入 合 計	17,235,000

## (歳出)

款	補正前の額	補正額	計
5 総務費	388,043	2,182	390,225
10 保険給付費	15,990,681		15,990,681
18 地域支援事業費	839,352		839,352
25 基金積立金	1,516		1,516
30 諸支出金	5,408		5,408
35 予備費	10,000		10,000
歳 出 合 計	17,235,000	2,182	17,237,182

(単位：千円・%)

補正額	計	構成率
	3,900,421	22.6
	3,162,743	18.4
	4,433,781	25.7
	2,423,367	14.1
	977	0.0
2,182	3,213,076	18.6
	100,840	0.6
	1,977	0.0
2,182	17,237,182	100.0

(単位：千円・%)

補正額の財源内訳					構成率
特 定 財 源				一般財源	
国庫支出金	県支出金	市 債	そ の 他		
				2,182	2.3
					92.8
					4.9
					0.0
					0.0
					0.0
				2,182	100.0

## 2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
40 繰入金	3,210,894	2,182	3,213,076
5 一般会計繰入金	2,610,894	2,182	2,613,076
10 その他一般会計繰入金	288,043	2,182	290,225
歳 入 合 計	17,235,000	2,182	17,237,182



(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分			
5	職員給与費等繰入金	2,182	1 職員給与費等繰入金増 .....	【介護福祉課】 2,182

40 繰入金

### 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 総務費	388,043	2,182	390,225		
5 総務管理費	245,902	2,182	248,084		
5 一般管理費	245,902	2,182	248,084	一般財源	2,182
歳 出 合 計	17,235,000	2,182	17,237,182		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	698	1 職員給与費増 ..... 【職員課】 2,182
3 職員手当等	1,281	
4 共済費	203	

5 総務費

# 補 正 予 算 給

## 1 一般職 (1) 総括

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(19) 人 19	21,802 千円	78,650 千円	76,293 千円
補 正 前	(19) 人 19	21,802	77,952	75,012
比 較	(0) 0	0	698	1,281

( )内は、短時間勤務職員（再任用）及び一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	2,760 千円	1,500 千円	12,868 千円	2,720 千円	9,991 千円
	補 正 前	2,760	1,500	12,756	2,720	9,900
	比 較	0	0	112	0	91

### ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(2) 人 18		76,768 千円	71,878 千円
補 正 前	(2) 人 18		76,070	70,597
比 較	(0) 0		698	1,281

( )内は、短時間勤務職員（再任用）であり、外書きである。

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	2,760 千円	1,500 千円	12,598 千円	2,720 千円	9,991 千円
	補 正 前	2,760	1,500	12,486	2,720	9,900
	比 較	0	0	112	0	91

### イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(17) 人 1	21,802 千円	1,882 千円	4,415 千円
補 正 前	(17) 人 1	21,802	1,882	4,415
比 較	(0) 0	0	0	0

( )内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員に比し短い職員であり、

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後			270 千円		
	補 正 前			270		
	比 較			0		

# 与 費 明 細 書

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
176,745 <small>千円</small>	36,935 <small>千円</small>	213,680 <small>千円</small>	
174,766	36,732	211,498	
1,979	203	2,182	

める職員に比し短い職員であり、外書きである。

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
3,000 <small>千円</small>	42,419 <small>千円</small>	1,035 <small>千円</small>
3,000	41,341	1,035
0	1,078	0

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
148,646 <small>千円</small>	32,200 <small>千円</small>	180,846 <small>千円</small>	
146,667	31,997	178,664	
1,979	203	2,182	

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
3,000 <small>千円</small>	38,274 <small>千円</small>	1,035 <small>千円</small>
3,000	37,196	1,035
0	1,078	0

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
28,099 <small>千円</small>	4,735 <small>千円</small>	32,834 <small>千円</small>	
28,099	4,735	32,834	
0	0	0	

外書きである。

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
<small>千円</small>	4,145 <small>千円</small>	<small>千円</small>
	4,145	
	0	

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	
		千円	千円
給 料	698	給与改定に伴う増減分	698
		昇給に伴う増加分	
		その他の増減分	
職 員 手 当 等	1,281	制度改正に伴う増減分	1,281
		その他の増減分	

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	一般職平均給与月額
補 正 後	455,571 <sup>円</sup>
補 正 前	451,817

イ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職 務の級等による加 算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	(1.15)	(1.20)	(2.35)	有	
	2.2	2.3	4.5		
補 正 前	(1.15)	(1.15)	(2.3)	有	
	2.2	2.2	4.4		
国の制度	(1.15)	(1.20)	(2.35)	有	
	2.2	2.3	4.5		

( )内は、再任用職員の支給率である。

説 明	備 考
給料改定率 1.06%	給与改定実施時期 令和5年4月1日
給与改定に伴う増	

(議案第89号)

令和5年第2回厚木市議会第7回会議（12月定例会議）

令和5年度

厚木市病院事業会計補正予算（第1号）





議案第89号

令和5年度厚木市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度の厚木市の病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和5年度厚木市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 病院事業費用	11,795,000千円	78,300千円	11,873,300千円
第1項 医業費用	11,411,888千円	78,300千円	11,490,188千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第9条(1)中「5,724,976千円」を「5,803,276千円」に改める。

令和5年11月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕



令和5年度  
厚木市病院事業会計  
補正予算（第1号）に関する説明書

令和5年度厚木市病院事業会計  
補正予算実施計画

収益の支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業費用			11,795,000	78,300	11,873,300	
	1 医業費用		11,411,888	78,300	11,490,188	
		1 給与費	5,724,976	78,300	5,803,276	給料ほか

# 令和5年度厚木市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	△ 18,678
減価償却費	953,557
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 1,256
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 9,748
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	17,407
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	66,786
固定資産除却費	29,522
長期前受金戻入額	△ 477,991
その他	△ 83,014
受取利息及び受取配当金	△ 18,937
支払利息	107,789
未収金の増減額 (△は増加)	767,849
未払金の増減額 (△は減少)	△ 22,776
たな卸資産の増減額 (△は増加)	1,800
小計	1,312,310
受取利息及び受取配当金	18,937
利息の支払額	△ 107,789
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,223,458
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 1,053,468
有形固定資産の売却による収入	1
貸付金による支出	△ 14,400
貸付金の回収による収入	481
補助金による収入	2,200
一般会計からの繰入金による収入	872,358
基金積立による支出	△ 82,019
基金取崩しによる収入	640
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 274,207
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	843,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 826,147
他会計借入金の返済による支出	△ 36,737
リース債務返済による支出	△ 127,883
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 147,767
資金増加額 (△は減少)	801,484
資金期首残高	2,612,477
資金期末残高	3,413,961

# 補 正 予 算 給

## 1 総 括

区 分		職 員 数		給 与	
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料
補 正 後	損益勘定支弁職員	11	(218) 567	254	2,495,086
	資本勘定支弁職員				
	計	11	(218) 567	254	2,495,086
補 正 前	損益勘定支弁職員	11	(218) 567	254	2,465,356
	資本勘定支弁職員				
	計	11	(218) 567	254	2,465,356
比 較	損益勘定支弁職員	0	(0) 0	0	29,730
	資本勘定支弁職員				
	計	0	(0) 0	0	29,730

( )内は、短時間勤務職員（再任用）及び一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	初 任 給 調 整 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補正後	44,287	44,770	381,325	63,267	103,581	361,126
	補正前	44,287	44,770	376,565	63,267	103,581	361,126
	比 較	0	0	4,760	0	0	0

# 与 費 明 細 書

費		法定福利費	合 計	備 考
職員手当等	計			
千円 2,501,820	千円 4,997,160	千円 806,116	千円 5,803,276	
2,501,820	4,997,160	806,116	5,803,276	
2,459,330	4,924,940	800,036	5,724,976	
2,459,330	4,924,940	800,036	5,724,976	
42,490	72,220	6,080	78,300	
42,490	72,220	6,080	78,300	

職を占める職員に比し短い職員であり、外書きである。

時間外勤務 手 当	宿日直手当	管理職手当	期 末 勤 勉 手 当	退職給付費	児 童 手 当
千円 304,038	千円 104,497	千円 65,350	千円 937,350	千円 77,000	千円 15,229
299,168	104,497	65,350	904,490	77,000	15,229
4,870	0	0	32,860	0	0



ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職 員 数		給 与	
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料
補 正 後	損益勘定支弁職員	11	(5) 512	254	1,948,726
	資本勘定支弁職員				
	計	11	(5) 512	254	1,948,726
補 正 前	損益勘定支弁職員	11	(5) 512	254	1,918,996
	資本勘定支弁職員				
	計	11	(5) 512	254	1,918,996
比 較	損益勘定支弁職員	0	(0) 0	0	29,730
	資本勘定支弁職員				
	計	0	(0) 0	0	29,730

( )内は、短時間勤務職員（再任用）であり、外書きである。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	初 任 給 調 整 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補正後	44,287	30,974	327,727	63,267	103,581	335,902
	補正前	44,287	30,974	322,967	63,267	103,581	335,902
	比 較	0	0	4,760	0	0	0

費		法定福利費	合 計	備 考
職員手当等	計			
千円 2,193,512	千円 4,142,492	千円 700,645	千円 4,843,137	
2,193,512	4,142,492	700,645	4,843,137	
2,151,022	4,070,272	694,565	4,764,837	
2,151,022	4,070,272	694,565	4,764,837	
42,490	72,220	6,080	78,300	
42,490	72,220	6,080	78,300	

時間外勤務 手 当	宿日直手当	管理職手当	期 末 勤 勉 手 当	退職給付費	児 童 手 当
千円 266,624	千円 36,997	千円 65,350	千円 831,474	千円 72,100	千円 15,229
261,754	36,997	65,350	798,614	72,100	15,229
4,870	0	0	32,860	0	0

2 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	
給 料	千円 29,730	給与改定に伴う増減分	千円 29,730
		昇給に伴う増加分	
		その他の増減分	
職員手当等	42,490	制度改正に伴う増減分	42,490
		その他の増減分	

3 給料及び職員手当等の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分	一般職平均給与月額
補 正 後	円 519,574
補 正 前	円 513,229

(2) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	(1.15)	(1.20)	(2.35)	有	
	2.2	2.3	4.5		
補 正 前	(1.15)	(1.15)	(2.30)	有	
	2.2	2.2	4.4		
国の制度	(1.15)	(1.20)	(2.35)	有	
	2.2	2.3	4.5		

( )内は、再任用職員の支給率である。

説 明	備 考
給料改定率 1.50%	給与改定実施時期 令和5年4月1日
給与改定に伴う増	

# 令和5年度厚木市病院事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

## 資産の部

(単位:千円)

1	固定資産			
(1)	有形固定資産			
	イ 土地		2,980,808	
	ロ 建物	13,816,812		
	減価償却累計額	<u>△ 4,198,039</u>	9,618,773	
	ハ 構築物	1,153,845		
	減価償却累計額	<u>△ 85,403</u>	1,068,442	
	ニ 器械備品	5,815,572		
	減価償却累計額	<u>△ 4,575,702</u>	1,239,870	
	ホ 車両	9,162		
	減価償却累計額	<u>△ 4,340</u>	4,822	
	ヘ リース資産	1,001,415		
	減価償却累計額	<u>△ 160,001</u>	841,414	
	ト 建設仮勘定		4,160	
	有形固定資産合計			15,758,289
(2)	無形固定資産			
	イ 電話加入権		1,448	
	ロ ソフトウェア		71,167	
	無形固定資産合計			72,615
(3)	投資その他の資産			
	イ 長期貸付金		50,519	
	ロ 基金			
	(イ) 退職手当基金	89,875		
	(ロ) 病院整備基金	<u>3,372,339</u>		
	基金合計		3,462,214	
	ハ 長期前払消費税		1,002,810	
	投資その他の資産合計			4,515,543
	固定資産合計			20,346,447
2	流動資産			
(1)	現金預金		3,413,961	
(2)	未収金		1,613,771	
(3)	貯蔵品		80,658	
(4)	貸倒引当金		<u>△ 1,794</u>	
	流動資産合計			5,106,596
	資産合計			<u>25,453,043</u>

負債の部

(単位:千円)

3	固定負債			
	(1) 企業債		13,761,127	
	(2) 他会計借入金		2,003,921	
	(3) リース債務		742,465	
	(4) 引当金			
	イ 修繕引当金	28,886		
	ロ 退職給付引当金	887,690		
	引当金合計		916,576	
	固定負債合計			17,424,089
4	流動負債			
	(1) 企業債		734,491	
	(2) 他会計借入金		140,141	
	(3) リース債務		186,183	
	(4) 未払金		889,215	
	(5) 前受金		2,475	
	(6) 預り金		13,513	
	(7) 引当金			
	イ 賞与引当金	280,891		
	ロ 法定福利費引当金	72,164		
	引当金合計		353,055	
	流動負債合計			2,319,073
5	繰延収益			
	(1) 長期前受金		5,196,631	
	(2) 長期前受金収益化累計額		△ 3,616,970	
	繰延収益合計			1,579,661
	負債合計			21,322,823

資本の部

(単位:千円)

6	資本金			4,034,683
7	剰余金			
	(1) 資本剰余金			
	イ 受贈財産評価額	2,924,458		
	資本剰余金合計		2,924,458	
	(2) 利益剰余金			
	イ 減債積立金	62,000		
	ロ 当年度未処理欠損金	2,890,921		
	利益剰余金合計		△ 2,828,921	
	剰余金合計			95,537
	資本合計			4,130,220
	負債資本合計			25,453,043

## 注記（令和5年度）

### I 重要な会計方針

#### 1 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 総平均法による原価法による。

#### 2 減価償却の会計処理方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法による。

主な耐用年数

建物 6～46年

構築物 35年

器械備品 3～20年

##### (2) 無形固定資産

定額法による。なお、自己利用のソフトウェアについては利用可能期間（5年）に基づいている。

##### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

#### 3 引当金の計上方法

##### (1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。なお、一般会計が負担すると見込まれる額を除く。

##### (2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度に負担すべき支給見込額を計上している。

##### (3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に伴う法定福利費の支出に備えるため、当年度に負担すべき支出見込額を計上している。

##### (4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を計上している。

#### 4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式による。なお、控除対象外消費税等については、当年度の費用として処理している。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、長期前払消費税勘定に計上し、20年間で均等償却を行っている。

## II 予定キャッシュ・フロー計算書

### 重要な非資金取引

当年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ 809,675 千円、890,642 千円である。

## III 予定貸借対照表

### 企業債の償還等に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債等のうち、他会計が負担すると見込まれる額は 5,874,108 千円である。

## IV セグメント情報

当院の事業は、単一セグメントであるため、記載を省略している。

## V リース契約により使用する固定資産

リース料総額が 300 万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

リース料総額が 300 万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

## VI その他

### 退職給付引当金の取崩しについて

当年度において、退職手当として 10,214 千円を支給するため、退職給付引当金 8,826 千円を使用する。なお、一般会計が負担する額 1,388 千円については、退職給付費から支出する。



令和 5 年度厚木市病院事業  
収 益 的

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業費用	11,795,000	78,300	11,873,300
1 医業費用	11,411,888	78,300	11,490,188
1 給与費	5,724,976	78,300	5,803,276

# 会計補正予算実施計画説明書

## 支 出

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
給料	29,730	
手当等	42,490	
法定福利費	6,080	

(議案第90号)

令和5年第2回厚木市議会第7回会議（12月定例会議）

令和5年度  
厚木市公共下水道事業会計  
補正予算（第1号）



議案第90号

令和5年度厚木市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度の厚木市の公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和5年度厚木市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	6,525,364千円	291千円	6,525,655千円
第1項 営業収益	3,818,400千円	130千円	3,818,530千円
第2項 営業外収益	2,706,964千円	161千円	2,707,125千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	6,512,546千円	4,334千円	6,516,880千円
第1項 営業費用	6,220,287千円	2,094千円	6,222,381千円
第3項 特別損失	1,025千円	2,240千円	3,265千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「1,179,052千円」を「1,179,457千円」に、「416,598千円」を「456,696千円」に、「663,115千円」を「623,422千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	1,877,594千円	540千円	1,878,134千円
第6項 他会計負担金	368,599千円	540千円	369,139千円
支 出			
第1款 資本的支出	3,056,646千円	945千円	3,057,591千円
第1項 建設改良費	1,435,807千円	945千円	1,436,752千円

(債務負担行為の補正)

第4条 予算第6条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

追加

事 項	期 間	限度額
公共下水道しゅんせつ汚泥処分委託経費	令和6年度	3,500 <sup>千円</sup>
公共下水道管きょしゅんせつ作業委託経費	令和6年度	12,000
公共下水道構造物損傷箇所復旧工事経費	令和6年度	20,000
公共下水道汚水柵設置工事経費	令和6年度	14,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第10条中「217,025千円」を「220,064千円」に改める。

令和5年11月30日提出

厚木市長 山口 貴 裕

令和5年度  
厚木市公共下水道事業会計  
補正予算（第1号）に関する説明書

令和5年度厚木市公共下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業収益			6,525,364	291	6,525,655	
	1 営業収益		3,818,400	130	3,818,530	
		2 雨水処理負担金	623,044	130	623,174	一般会計負担金
	2 営業外収益		2,706,964	161	2,707,125	
		2 他会計負担金	54,766	161	54,927	一般会計負担金

支 出 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業費用			6,512,546	4,334	6,516,880	
	1 営業費用		6,220,287	2,094	6,222,381	
		1 管渠費	239,170	622	239,792	職員給与費
		5 普及促進費	36,319	239	36,558	職員給与費
		6 水質規制費	39,344	82	39,426	職員給与費
		7 業務費	161,387	297	161,684	職員給与費
		8 総係費	206,359	854	207,213	職員給与費
	3 特別損失		1,025	2,240	3,265	
		5 その他特別損失	25	2,240	2,265	固定資産譲渡損



資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的収入			1,877,594	540	1,878,134	
	6 他会計負担金		368,599	540	369,139	
		1 他会計負担金	368,599	540	369,139	一般会計負担金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			3,056,646	945	3,057,591	
	1 建設改良費		1,435,807	945	1,436,752	
		1 管渠建設費	1,187,277	945	1,188,222	職員給与費



令和5年度厚木市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書  
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益 (△は損失)	△ 90,564,000
	減価償却費	3,892,191,000
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	935,000
	賞与引当金の増減額 (△は減少)	2,343,206
	法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	492,112
	固定資産除却費	3,647,000
	長期前受金戻入額	△ 2,635,760,000
	資本的収支に係る控除対象外消費税額	△ 62,289,000
	受取利息	△ 11,000
	支払利息	258,496,000
	未収金の増減額 (△は増加)	12,469,973
	未払金の増減額 (△は減少)	4,625,706
	その他流動負債の増減額 (△は減少)	△ 50,000
	小計	1,386,525,997
	利息の受取額	11,000
	利息の支払額	△ 254,928,833
	業務活動によるキャッシュ・フロー	1,131,608,164
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 1,868,486,000
	無形固定資産の取得による支出	△ 139,742,000
	建設改良に係る前払金の増減額 (△は増加)	66,662,000
	国庫補助金による収入	544,000,000
	負担金による収入	12,129,000
	一般会計からの繰入金による収入	369,139,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,016,298,000
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,557,900,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,467,472,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー	90,428,000
	資金増減額 (△は減少額)	205,738,164
	資金期首残高	1,210,052,381
	資金期末残高	1,415,790,545

## 補 正 予 算 給

### 1 総括

区 分	職 員 数		給 与		
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当
補 正 後	13 <sup>人</sup>	24 <sup>人</sup>	512 <sup>千円</sup>	93,759 <sup>千円</sup>	87,866 <sup>千円</sup>
補 正 前	13	24	512	92,638	86,189
比 較	0	0	0	1,121	1,677

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補正後	4,278 <sup>千円</sup>	1,850 <sup>千円</sup>	15,023 <sup>千円</sup>	3,682 <sup>千円</sup>	3 <sup>千円</sup>
	補正前	4,278	1,850	14,840	3,682	3
	比 較	0	0	183	0	0

### 2 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	
給 料	1,121 <sup>千円</sup>	給与改定に伴う増減分	1,121 <sup>千円</sup>
		昇給に伴う増加分	
		その他の増減分	
手 当	1,677	制度改正に伴う増減分	1,677
		その他の増減分	

## 与 費 明 細 書

費	法定福利費	合 計	備 考
計			
182,137 <sup>千円</sup>	37,927 <sup>千円</sup>	220,064 <sup>千円</sup>	
179,339	37,686	217,025	
2,798	241	3,039	

時間外勤務手 当	管理職手当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
12,633 <sup>千円</sup>	4,488 <sup>千円</sup>	43,629 <sup>千円</sup>	2,280 <sup>千円</sup>
12,418	4,488	42,350	2,280
215	0	1,279	0

説 明	備 考
給料改定率 1.06%	給与改定実施時期 令和5年4月1日
給与改定に伴う増	

### 3 給料及び職員手当等の状況

#### (1) 職員1人当たり給与

区 分	一般職平均給与月額
補 正 後	471,236 <sup>円</sup>
補 正 前	465,961

#### (2) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	2.2	2.3	4.5	有	
補 正 前	2.2	2.2	4.4	有	
国 の 制 度	2.2	2.3	4.5	有	



債 務 負 担 行 為 に

1 追 加

事 項	限 度 額
公共下水道しゅんせつ汚泥処分委託経費	3,500
公共下水道管きょしゅんせつ作業委託経費	12,000
公共下水道構造物損傷箇所復旧工事経費	20,000
公共下水道汚水柵設置工事経費	14,000



関 する 調 書 ( 補 正 )

令和4年度末までの 支払義務発生(見込)額		令和5年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳
期 間	金 額	期 間	金 額	
	千円	令和6年度	千円 3,500	損益勘定資金
		令和6年度	12,000	〃
		令和6年度	20,000	〃
		令和6年度	14,000	損益勘定 留保資金

令和5年度厚木市公共下水道事業予定貸借対照表  
(令和6年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		810,537,803	
ロ 建物	604,501,512		
減価償却累計額	△ 130,426,745	474,074,767	
ハ 構築物	88,251,387,960		
減価償却累計額	△ 14,042,953,139	74,208,434,821	
ニ 機械及び装置	669,314,993		
減価償却累計額	△ 167,554,261	501,760,732	
ホ 工具、器具及び備品	15,987,596		
減価償却累計額	△ 9,275,756	6,711,840	
ヘ 建設仮勘定		652,890,389	
有形固定資産合計			76,654,410,352

(2) 無形固定資産

イ ソフトウェア		1,968,617	
ロ 施設利用権		3,124,758,750	
無形固定資産合計			3,126,727,367

(3) 投資その他の資産

イ 出資金		7,830,000	
ロ 破産更生債権等	115,660		
破産更生債権等 貸倒引当金	△ 115,660	0	
投資その他の資産合計			7,830,000

固定資産合計 79,788,967,719

2 流動資産

(1) 現金及び預金 1,415,790,545

(2) 未収金 582,605,660

未収金貸倒引当金 △ 17,625,102 564,980,558

流動資産合計 1,980,771,103

資産合計 81,769,738,822

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良等の財源に  
充てるための企業債

17,303,462,980

企業債合計

17,303,462,980

固定負債合計

17,303,462,980

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良等の財源に  
充てるための企業債

1,403,641,000

企業債合計

1,403,641,000

(2) 未払金

496,068,000

(3) 預り金

700,000

(4) 未払費用

8,123,000

(5) 引当金

イ 賞与引当金

14,483,000

ロ 法定福利費引当金

2,790,000

引当金合計

17,273,000

流動負債合計

1,925,805,000

5 繰延収益

(1) 長期前受金

58,933,068,794

収益化累計額

△ 10,375,187,089

48,557,881,705

(2) 建設仮勘定長期前受金

210,738,487

繰延収益合計

48,768,620,192

負債合計

67,997,888,172

資 本 の 部

6 資本金

12,635,343,193

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額

425,861,738

ロ 国庫補助金

96,600,000

資本剰余金合計

522,461,738

(2) 利益剰余金

イ 当年度未処分利益剰余金

614,045,719

利益剰余金合計

614,045,719

剰余金合計

1,136,507,457

資本合計

13,771,850,650

負債資本合計

81,769,738,822

## 注記

### 1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

##### ア 有形固定資産

###### (ア) 減価償却の方法

定額法

###### (イ) 主な耐用年数

建物 15～50年

構築物 10～50年

機械及び装置 15～20年

工具、器具及び備品 5～10年

##### イ 無形固定資産

###### (ア) 減価償却の方法

定額法

###### (イ) 主な耐用年数

ソフトウェア 5年

施設利用権 35年

#### (2) 引当金の計上方法

##### ア 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

##### イ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計がその全部について予算措置を行うこととなっているため、退職給付引当金は計上していない。

##### ウ 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給並びにそれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当年度末の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

#### (3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜処理としている。

### 2 予定キャッシュ・フロー計算書に関する注記

#### 重要な非資金取引に関する事項

当年度、新たに取得する受贈資産の見込額として、資産及び負債に 1,011,447,000 円を計上している。

### 3 予定貸借対照表に関する注記

#### 企業債の償還に係る他会計の負担

予定貸借対照表に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は12,262,310,460円である。

### 4 セグメント情報に関する注記

厚木市公共下水道事業会計は、公共下水道事業のみを運営しているため、報告セグメントは単一としており、記載を省略している。

### 5 リース契約により使用する固定資産に関する注記

#### (1) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行う。

#### (2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	1,001,880円
1年超	667,920円
計	1,669,800円

### 6 その他の事項に関する注記

#### (1) 預り金の返還

令和5年3月31日をもって契約を終了した厚木市公共下水道事業収納取扱金融機関に対し、令和5年4月に担保金50,000円を返還した。

#### (2) 賞与引当金及び法定福利費引当金の取崩し

令和5年6月に、職員の期末手当及び勤勉手当並びにそれに伴う法定福利費を支出するため、賞与引当金11,083,169円及び法定福利費引当金2,063,780円を取り崩した。

なお、損益勘定支弁職員に係る法定福利費引当金残額11,420円は、戻入益とした。

#### (3) 貸倒引当金の取崩し

令和5年度において、下水道使用料に係る債権の不納欠損処理を行うため、貸倒引当金3,470,000円を取り崩す予定である。

令和5年度厚木市公共下水道事業会計

収益的収入

収入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業収益	6,525,364	291	6,525,655
1 営業収益	3,818,400	130	3,818,530
2 雨水処理負担金	623,044	130	623,174
2 営業外収益	2,706,964	161	2,707,125
2 他会計負担金	54,766	161	54,927

支出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業費用	6,512,546	4,334	6,516,880
1 営業費用	6,220,287	2,094	6,222,381
1 管渠費	239,170	622	239,792
5 普及促進費	36,319	239	36,558
6 水質規制費	39,344	82	39,426
7 業務費	161,387	297	161,684
8 総係費	206,359	854	207,213
3 特別損失	1,025	2,240	3,265
5 その他特別損失	25	2,240	2,265

補正予算（第1号）予算明細書

及び支出

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 雨水処理負担金	130	職員給与費の増額に伴う一般会計負担金の増
1 一般会計負担金	161	職員給与費の増額に伴う一般会計負担金の増

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 給料	246	
2 手当	334	
6 法定福利費	42	
1 給料	89	
2 手当	130	
6 法定福利費	20	
1 給料	15	
2 手当	57	
6 法定福利費	10	
1 給料	122	
2 手当	151	
6 法定福利費	24	
1 給料	298	
2 手当	480	
6 法定福利費	76	
1 その他特別損失	2,240	有形固定資産（土地）の所管替による譲渡損

資 本 の 収 入

収 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的收入	1,877,594	540	1,878,134
6 他会計負担金	368,599	540	369,139
1 他会計負担金	368,599	540	369,139

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本の支出	3,056,646	945	3,057,591
1 建設改良費	1,435,807	945	1,436,752
1 管渠建設費	1,187,277	945	1,188,222



及び支出

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計負担金	540	職員給与費の増額に伴う一般会計負担金の増

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 給料	351	
2 手当	525	
6 法定福利費	69	